

第 3 期 中之条町地域福祉計画  
第 3 期 中之条町地域福祉活動計画

令和 7 年 3 月

中 之 条 町

社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会



はじめに



中之条町長 外丸 茂樹

中之条町は、「共創の町づくり」をキーワードに、町民の皆さまのご理解とご協力のもと、さまざまな施策や事業に取り組んでまいりました。これまでのご支援に心より感謝申し上げます。

福祉の分野では、「地域共生社会」という言葉をよく見聞きします。地域共生社会とは、地域における社会的孤立や障壁をなくし、誰もが「我が事」の意識をもって社会に参加し、互いに支え合う社会のことを指します。この理念は、本町が進める「共創の町づくり」と重なる部分が多く、目指す方向性は共通していると考えています。

第3期となる本計画においては、「つながる 共に創る 共に生きるまち なかのじょう」を基本理念として、これまでの福祉施策等の取り組みを継続・発展させつつ、子どもから高齢者、障がい者といった地域における多様な主体がつながり、そして連携や協力をすることによって幸せに暮らすことができる地域福祉を推進してまいります。

その一方で、社会的孤立やひとり親世帯の課題、8050問題など、複合的な要因によって今までの制度では対応しきれない問題も増えつつあります。こうした社会課題に対し包括的な支援体制を強化するとともに、新たに成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止推進計画を盛り込むことによって、誰もが支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを目指します。

結びに、この計画の策定にあたり、御協力いただいた計画策定委員の皆さまや、貴重な御意見をお寄せくださった町民の皆さまに、心より感謝申し上げます。今後も、中之条町は行政や社会福祉協議会、関係団体と連携し、町民の皆さまが安心して幸せに暮らせる地域福祉を共に創り続けてまいります。

令和7年3月



はじめに

社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会長

山本 日出男



コロナ禍以降も従前からの地域課題である、少子高齢化や核家族、高齢者世帯の増加などにより、地域で支え合う力の脆弱化や家族の機能の低下が見られます。また、子どもや高齢者のひきこもりなどの社会的孤立、低所得による生活困窮者の増加、介護や権利擁護への不安など、さまざまな福祉・生活課題が深刻化し、広がりを見せています。

本会では、令和2年度に第2期地域福祉活動計画を策定し、令和6年度までの5年間「支えあいによる地域づくり」を活動方針として、さまざまな課題に取り組んでまいりました。

こうしたなか、国は、地域共生社会の実現に向け、生活困窮者自立支援や地域包括ケアシステムと重層的に連動することにより、複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制づくりを求めています。これを受け本会では、町より令和4年度に地域包括支援センターを受託し、地域包括ケアを推進し、また、令和5年度には成年後見支援センターを受託し、権利擁護事業の充実を図ってきました。

そして、今回さらに地域共生社会の実現に向けて“誰もが安心して暮らせる町づくり”を推進するため、アンケート調査を実施し「第3期地域福祉活動計画」を策定いたしました。

活動方針を「つながり共にささえあう地域づくり」とし、5つの活動目標を掲げ、高齢者や障がい者、児童、その他、全ての人々が抱える課題に対応できるよう、地域福祉の推進を図る組織として、地域住民の皆様や関係団体、町と連携を図りながら、役職員一丸となって取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、さまざまな視点からご意見をいただきました第3期地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月



# 目 次

## 第1章 総則

1-1	計画の目的	1
1-2	根拠法	2
1-3	計画期間	3
1-4	計画の位置づけ	4
1-5	計画の進捗管理	5

## 第2章 第3期中之条町地域福祉計画

2-1	地域福祉計画の位置づけ	8
2-2	基本理念	9
2-3	4つの基本目標	10
2-4	基本計画	11

## 第3章 第3期中之条町地域福祉活動計画

3-1	地域福祉活動計画の位置づけ	32
3-2	社会福祉協議会における活動方針	33
3-3	5つの活動目標	34
3-4	社会福祉協議会における事業とKPI	36

## 第4章 第1期中之条町成年後見制度利用促進基本計画

4-1	計画の位置づけ	44
4-2	基本方針と施策目標	44

## 第5章 第1期中之条町再犯防止推進計画

5-1	計画の位置づけ	48
5-2	施策の方向	49

## 資料編

資料1	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	51
資料2	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿	53
資料3	中之条町の福祉に関するアンケート	54
資料4	中之条町のデータ	61



# 第1章 総則

## 1-1 計画の目的

### (1) 計画の目的

我が国では、人口減、少子高齢化の進展に加え、感染症による社会経済状況の変化も相まって、8050世帯<sup>\*1</sup>、孤立、貧困等の社会問題が生じ、問題が複雑化・複合化しています。

このような中、高齢者についてみると、認知症への対応や、人と人がつながることを通じて健康で生きがいをもてるような場づくりが継続的に求められています。

こどもについてみると、「こどもまんなか社会」の実現におけ、こどものライフステージに沿った施策を進め、貧困やひきこもりにならないような環境づくりが求められています。

障がい者についてみると、合理的配慮<sup>\*2</sup>等を通じて、障がいのある人も無い人も互いに認め合いながら共に生きる共生社会の実現を目指しています。その中で、障がい児については、様々な支援の提供体制の整備が進められています。

中之条町では、まずはこれらの状況を“我が事”としてとらえ、その上で互いに尊重し合いながら地域福祉活動に参加し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

さらに地域福祉は、様々な社会の側面にも着目する必要があるため、成年後見制度及び再犯防止を推進する活動についても、地域福祉計画と一体となって推進することとします。

よって、本冊子は、これまでの「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」の2つの計画を加え、4つの計画を合冊します。

\*1 8050世帯：80代の親が50代の子どもの生活を支える世帯。「はちまるごうまる」と読む。

\*2 合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

例) 意思を伝えあうために絵、写真カードやタブレット端末等を使う。

(2) SDGsとの関係

平成27年（2015年）に国連総会において、「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）が、“誰一人取り残さない”を基本理念として定められました。

本計画は、17の目標（Goals）と関係がありますが、その中で特に関係がある目標は下のとおりです。

◆ 17の目標と内容の説明



目 標	内 容	目 標	内 容
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせよう。		男女平等を達成し、すべての女性及び女児の能力の可能性を伸ばそう。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進しよう。		国内及び国家間の不平等を見直そう。
	すべての人が受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう。		持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、すべての人が法や制度で守られる社会を構築しよう。

出典：「私たちがつくる持続可能な世界～SDGsをナビにして～」(2024年版、日本ユニセフ協会作成)  
 「SDGs CLUB」－「SDGs副教材ポータルサイト」 <https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/kyozai/>

1-2 根拠法

計画名	根拠法	掲載場所
地域福祉計画	「社会福祉法」第107条	第2章
地域福祉活動計画	// (社会福祉法第109条に位置づけられている社会福祉協議会が策定する。)	第3章
成年後見制度利用促進基本計画	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項	第4章
再犯防止推進計画	「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項	第5章

### 1-3 計画期間

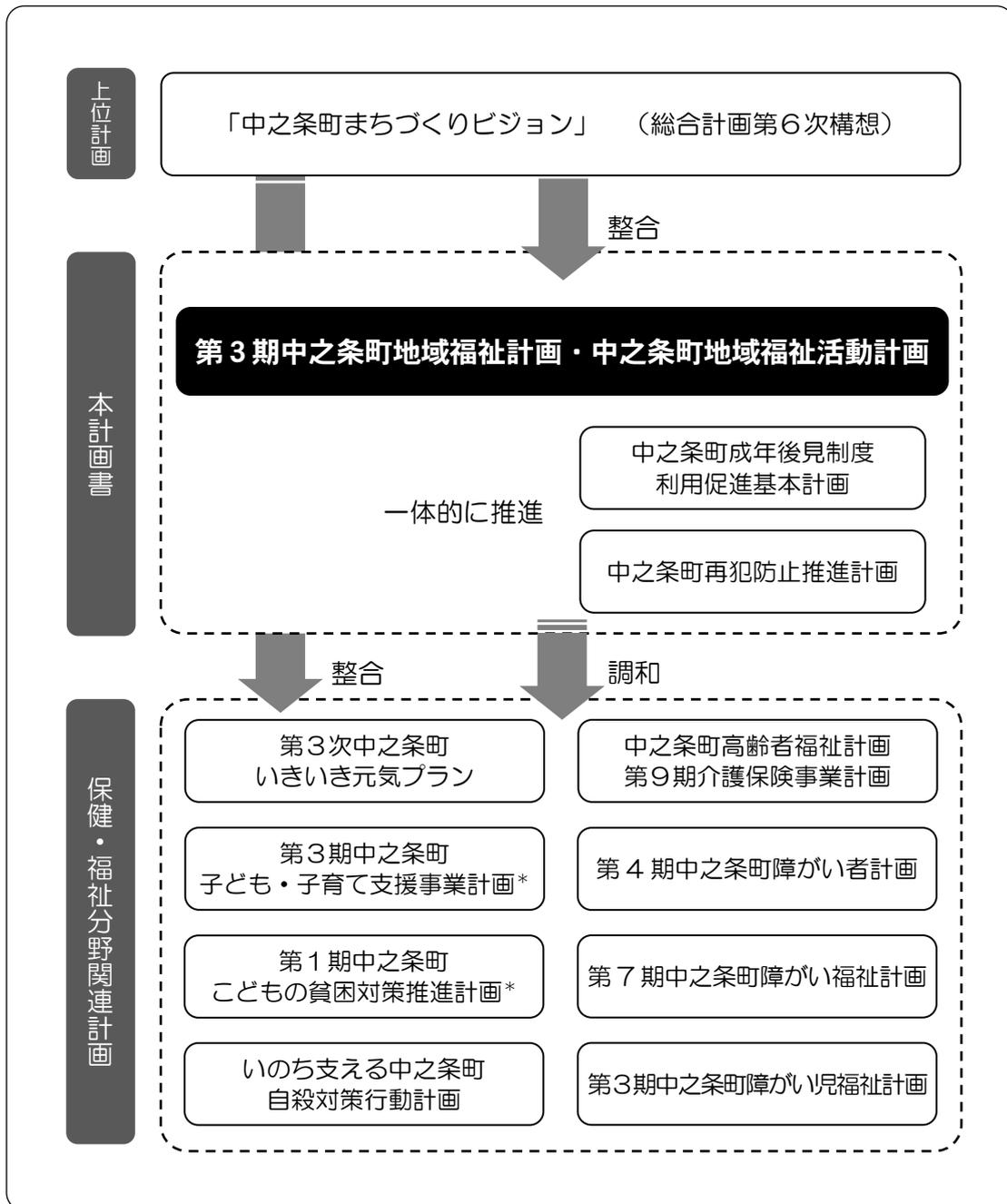
計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間です。

	計画の名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
上位計画	中之条町 まちづくりビジョン 〔総合計画〕	第6次構想 〔平成28年度～〕		第7次構想 〔令和8年度～令和17年度(10年間)〕				
本計画	地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期	第3期					
	成年後見制度利用 促進基本計画		第1期					
	再犯防止推進計画		第1期					
関連計画	中之条町いきいき元気 プラン	第3次						
	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第9期		第10期				
	障がい者計画	第4期		第5期 〔～令和14年度〕				
	障がい福祉計画	第7期		第8期				
	障がい児福祉計画	第3期		第4期				
	子ども・子育て支援事 業計画	第2期	第3期*					
	こどもの貧困対策推進 計画		第1期*					
	いのち支える中之条町 自殺対策行動計画	第1次						

\*令和6年度改訂中

## 1-4 計画の位置づけ

本計画は、町政運営の基本方針の「中之条町まちづくりビジョン（総合計画第6次構想）」に整合し、保健・福祉分野の個別計画と調和を図ります。



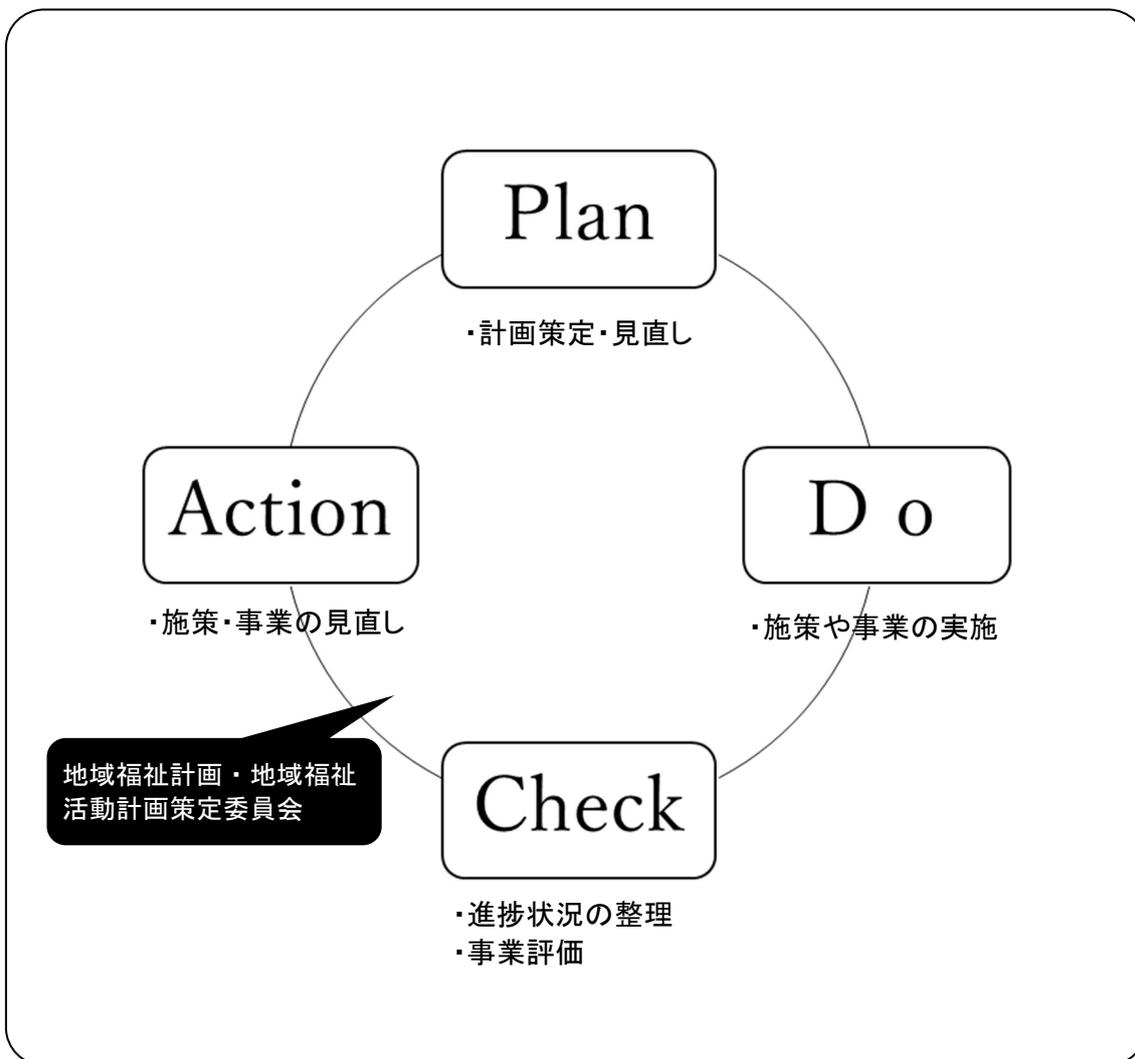
\* 令和6年度改訂中

## 1-5 計画の進捗管理

### (1) 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、下図のようにマネジメントします。

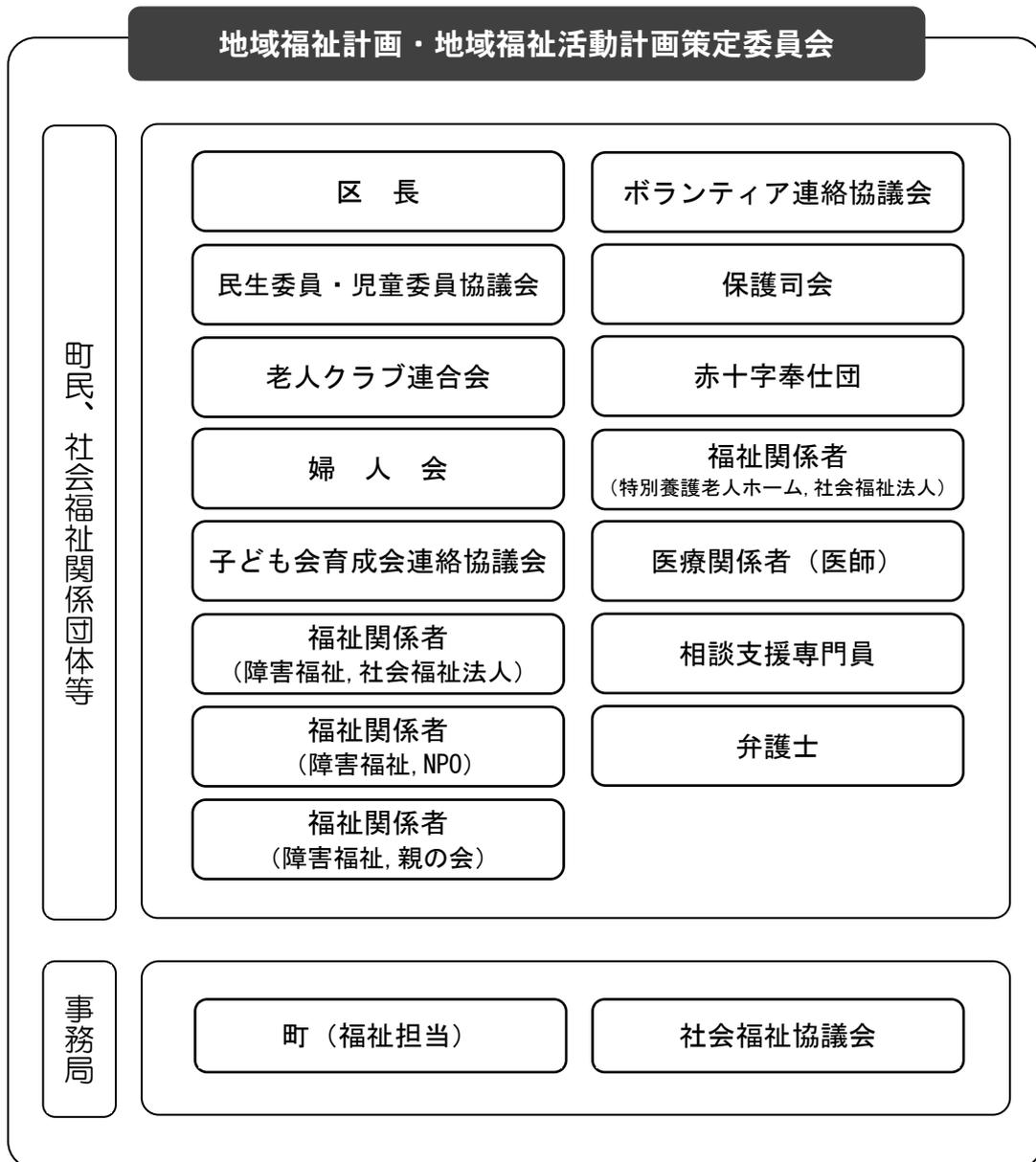
まず、計画が策定されると、計画期間（5年間）に計画に位置づけられた施策や事業が実施されます。そして、計画期間が終了する1年前を目途に施策や事業の進捗状況を整理し、その評価を行います。その結果に基づいて施策や事業を見直し、新たな計画を策定します。



(2) 進捗管理する組織

第2期までに提案されていた「仮）地域福祉推進委員会」は理想的にはのぞましい組織ですが、新たに委員会を組織することが困難でした。

よって、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」が進捗管理を実施します。



### (3) 推進体制

#### ① 町民への周知

計画や概要を広報、インターネット等を通じ、施策や事業の内容を町民に周知します。また、町民の意見は、随時、行政窓口にて対応するとともに、必要に応じてワークショップ、住民懇談会等を開催し、町民の意見を求めます。

#### ② 事業者への周知

町内の福祉関係の事業者、ボランティア、NPO等にも周知を図ります。  
また、事業者の意見は、地域福祉を推進する上で実務的に有効であることが多いことから、随時、行政窓口等にて対応いたします。

#### ③ 職員への周知

福祉関係部署はもちろんのこと、福祉に関する教育は学校関係者の協力が必要です。庁内組織を横断的に意志の疎通を図り、地域福祉の向上を目指します。

#### ④ 経済的な活動資源の確保

実際に活動を推進するためには、財源の確保が必要です。把握したニーズや課題を解決するためには、住民自らが取り組むことも必要です。





## 第2章 第3期中之条町地域福祉計画

### 2-1 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、保健・福祉分野の上位計画なので、内容は中之条町の理念や方針を示す内容になります。さらにこの内容は、高齢者、障がい者、子ども等の個別計画に位置づけられた施策や事業を反映して推進されます。

これを受け地域福祉活動計画は、中之条町社会福祉協議会の活動方針や事業活動が示され、町民、ボランティア、事業者、民生委員・児童委員等が活動や連携をしやすくなります。

#### 地域福祉計画

#### 地域福祉活動計画

計画期間	5年間 [令和7年度～令和11年度]	5年間 [令和7年度～令和11年度]
策定主体 (担当課)	中之条町（住民福祉課）	社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会
内容	町における”福祉”に関する上位計画です。  また、町の基本理念や基本目標を示すとともに、それを具現化するための基本計画を示します。	中之条町社会福祉協議会における活動方針と事業に関する計画です。  また、様々な主体が地域の福祉課題に取り組むための具体的な事業活動を示します。
掲載場所	(本章)	第3章

## 2-2 基本理念

[基本理念]

# つながる 共に創る 共に生きるまち なかのじょう



中之条町では、高齢者の見守りや認知症への対応を進めているほか、障がい者へのきめ細かなサービスの実施、幼稚園や保育所の充実等を推進しているところです。

さて、中之条町の社会構造をみると、この10年間で人口減、少子高齢化が進展し、ひとり暮らしが増加していますが、将来的には高齢者数の減少もみえてきました。

また、中之条町が実施したアンケート調査をみると、10年間で地域福祉活動への参加や関心の低下、人のつながりの希薄化がうかがえました。

したがって、中之条町では、まずこれらの状況を”我が事”として捉え、その上で人と人がつながり、そして、地域における多様な主体が連携や協力をすることによって、こどもから高齢者、障がい者等、全ての町民が健康で幸せに生きることを目指します。



## 2-3 4つの基本目標

### (1) 基本目標と基本計画

#### 基本目標1 地域福祉の充実 [基本目標2～4共通]

- (1) つながる活動の推進
- (2) ライフコースアプローチ\*による保健活動の推進
- (3) 地域包括ケアシステムの構築
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 災害時の対応
- (6) その他の施策

#### 基本目標2 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の見守り体制の強化
- (2) 認知症対策の充実
- (3) 高齢者福祉サービスの推進
- (4) 介護保険事業の推進

#### 基本目標3 障がい者福祉の充実

- (1) 障がい福祉サービス等の継続実施
- (2) 障がい児福祉の推進
- (3) 障がい者に係るその他の施策

#### 基本目標4 こども福祉の充実

- (1) 幼稚園及び保育所の充実
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (3) 学校教育と福祉の連携
- (4) 保護者の支援
- (5) 貧困や児童虐待対策
- (6) 地域力の向上

\*「ライフコースアプローチ」：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりを実効的な取組にすること。

## 2-4 基本計画

基本目標 1

### 地域福祉の充実 [基本目標 2～4 共通]

#### (1) つながる活動の推進

NO.	施策又は事業名	内容	摘要
1101	生きがい活動支援通所事業（中之条町営 四万清流の湯） （六合地区ミニデイサービス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月各地区ごとにマイクロバスが循環し、利用者を四万清流の湯へ送迎し、一日温泉入浴等を楽しみます。</li> <li>対象者：中之条町内（六合地区を除く）の概ね60歳以上の方</li> <li>利用料：1,000円</li> </ul>	社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会が実施
1102	ふれあい・いきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が気軽に立ち寄れる「地域の集いの場」を、住民自らが主体となって開設・運営する事業活動に対して、事業費の一部を助成します。</li> <li>対象者は、ひとり暮らし高齢者、虚弱高齢者、障がい者、子育て中の親、ひとり親家庭のこどもや親等。</li> </ul>	//
1103	生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って参加できる活動を見だし、共に支え合う体制として協議体があります。</li> <li>協議体の活動は、生活支援（買い物、ゴミ出し）、外出支援、居場所サロンづくり支援です。</li> </ul> <p>【第1層協議体】 町全体 【第2層協議体】 なかんじょハッピー（中之条1～11区） ささえあい協力隊（中之条12～23区） 沢田丸（沢田地区） 美しい伊参おたすけ隊（伊参地区） 名久田川（名久田地区） ゆさん六合（六合地区）</p>	<p>[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
1104	民生委員・児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>「心配ごと相談事業」は、日常生活上の相談を受け、助言や関係機関を紹介します。</li> <li>「ひとり暮らし老人に一声かける運動事業」は、民生委員・児童委員と近隣の皆さんの協力によって、ひとり暮らしをしている高齢者に一声かけることにより、安否確認や話し相手となり地域生活を支えます。</li> <li>こどもの保護者や家庭の状況の把握に努め、様々な相談に対応します。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町） 「第4期 中之条町障がい者計画」（令和6年3月、中之条町） 「第1期 中之条町こどもの貧困対策推進計画」（令和7年3月策定予定、中之条町）</p>

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
1105	移動困難者タクシー助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車等を運転できない人にタクシー料金の一部を補助します。</li> <li>対象者は、中之条町に居住し、住民基本台帳に記載されており、町税の滞納がない人で、次のいずれかに該当する人です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 運転免許証を所持していない満65歳以上の人</li> <li>イ) 運転免許証を返納した人</li> <li>ウ) 身体障害者手帳（第1種、視覚障害、下肢障害）、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している人（該当者は年度で2冊6万円分無料）</li> </ul> </li> <li>助成内容は、1枚500円相当の助成券60枚を一冊とし、最大4万円分を交付します（2冊目は500円×20枚）。</li> <li>負担金が最大4,000円（ただし、前年度利用状況に応じ変動）。</li> </ul>	<p>〔関連計画〕 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
1106	医療機関等外出タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車等を運転できない人が、医療機関等に通院するための移動手段として、医療機関等外出タクシー「なかのん号」を運行しています。</li> <li>対象者は、中之条町に居住し、住民基本台帳に記載されており、次のいずれかに該当する人です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 運転免許証を所持していない満65歳以上の人</li> <li>イ) 運転免許証を返納した人</li> <li>ウ) 身体障害者手帳（第1種）、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している人</li> </ul> </li> <li>利用料は無料。</li> </ul>	//
1107	デマンドバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や運転免許証のない人が、安心して通院や買い物に利用できます。</li> <li>利用する場合には、前日までに電話で予約をし、必要な時に運行する乗り合い型のバスです。</li> <li>ただし、路線バスが廃止された地域限定での運行なので、地区外の人には利用できません。（利用料金と年間の登録料が必要）</li> </ul>	//
1108	交通空白地有償運送事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>六合地区に住所を有し、一般交通機関を利用することが困難な高齢者等に対して交通空白地有償運送事業「やまとり」を有償で運行しています。</li> <li>対象者は次のいずれかに該当する人です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 当該年度において65歳以上の人</li> <li>イ) 身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>ウ) 養育手帳の交付を受けている人</li> <li>エ) 精神保健福祉手帳の交付を受けている人</li> <li>オ) 介護保険法に規定される、2号被保険者であって要介護認定者等</li> <li>カ) 生活保護受給者</li> <li>キ) その他町長が必要と認めた人</li> </ul> </li> <li>利用区域は六合地区内及び長野原町草津口駅のみ。</li> <li>利用料は、登録料2,000円（毎年）、1回利用ごとに400円。</li> <li>利用時間は、月曜から金曜日、午前9時から午後4時30分まで。利用したい日の前営業日までに社会福祉協議会六合支所へ予約。</li> </ul>	<p>〔関連計画〕 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町） 「第4期 中之条町障がい者計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
1109	高齢者等買い物支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物支援バスを試行し、高齢者や障がい者等の交通弱者に対しての生活支援策を行います。</li> <li>運行は、自宅付近の駐車場所から町内商店の往復。</li> <li>利用料は無料。</li> </ul>	<p>〔関連計画〕 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
1110	電動歩行補助車の貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険外の電動歩行補助車を歩行困難な等にレンタルします。</li> <li>対象者は、次のいずれかに該当する人です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 満75歳以上で歩行困難な人</li> <li>イ) 加齢により運転免許証を返納した人</li> <li>ウ) 下肢及び体幹機能障害があって、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な人</li> </ul> </li> </ul>	//

## (2) ライフコースアプローチ\*による保健活動の推進

この内容は、「第3次いきいき元気プラン [中之条町健康増進計画・第3次中之条町食育推進計画]」（令和6年3月、中之条町）と重複します。

\*「ライフコースアプローチ」：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりを実効的な取組にすること。

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
1201	栄養・食生活 [兼 第3次食育 推進計画]	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆適正体重を維持しよう</li> <li>・介護予防教室で適正体重を維持できる食習慣を身につける。</li> <li>◆食のリズムを大切にバランスよく食べよう</li> <li>・介護予防事業における栄養指導。</li> <li>・イベントや健康教室でみそ汁塩分測定を実施し、減塩を推進する。</li> <li>◆食事を楽しみ、ふるさとの食を次世代に伝承しよう</li> <li>・共食と世代間交流の機会が作れるよう支援する。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「第3次いきいき元気プラン [中之条町健康増進計画・第3次中之条町食育推進計画]」（令和6年3月、中之条町）</p>
1202	身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆意識して歩くなど身体活動を増やそう</li> <li>・「身体活動計を利用した健康づくり事業」により、運動習慣を身につける。</li> <li>・介護予防事業における理学療法士等の専門職による運動指導。</li> <li>◆運動を楽しみ積極的に身体を動かそう</li> <li>・「健康づくりさろん」地域住民が気軽に立ち寄れる地域の集いの場を（月1回程度）公民館で実施。</li> <li>・「運動教室」等の実施。</li> </ul>	//
1203	休養・睡眠・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ストレスとの上手なつきあい方と解消法を身につけよう</li> <li>・「こころの健康相談」、「健康相談」等の窓口。</li> <li>・「自殺予防対策」の講演会、ゲートキーパーの養成。</li> <li>◆適切な休養を確保しよう</li> <li>・健康教育や健康相談等の実施。</li> <li>◆飲酒の適量を知り、20歳未満の者、妊産婦の飲酒をなくそう</li> <li>・アルコールと健康被害についての知識の普及。</li> </ul>	//
1204	たばこ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆喫煙が及ぼす健康への影響を減らそう</li> <li>・「特定保健指導」での禁煙指導。</li> <li>・慢性閉塞性肺疾患の予防や知識の普及。</li> <li>◆妊娠中、産後の喫煙をなくそう</li> <li>・喫煙が母体・胎児・新生児・乳幼児に及ぼす影響についての知識の普及。</li> <li>◆20歳未満の者の喫煙をなくそう</li> <li>・関係団体・学校・地域・家庭・行政が連携し、早期から喫煙防止教育に取り組む。</li> </ul>	//
1205	歯と口腔の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆8020を目指し、生涯自分の歯で食べられるようにしよう</li> <li>・「歯科健診」の実施。</li> <li>・「8020運動達成者表彰」、80歳で20本以上自歯がある人に表彰状を贈呈。</li> <li>・介護予防事業での歯科衛生士による口腔教育。</li> <li>・歯周病予防教育の実施。</li> <li>◆むし歯予防のための正しい生活習慣を身につけ、子どものむし歯を予防しよう</li> <li>・幼児健診（1歳6か月～3歳）や幼児フッ素塗布事業において定期的なフッ素塗布の実施。</li> </ul>	//

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
1206	生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自分の健康状態をチェックし健康づくりに取り組もう</li> <li>・「特定健診・後期高齢者健診」、「各種がん検診」の受診推奨により早期発見・治療。</li> <li>・「特定保健指導」、「健診結果説明会」の実施。</li> <li>・生活習慣病重症化予防事業の実施。</li> <li>・保健師、栄養士による「訪問指導」の実施。</li> <li>◆糖尿病につながる生活習慣を改善しよう</li> <li>・訪問指導、健康教育の実施。</li> <li>・糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムを活用し、糖尿病合併症を予防する。</li> <li>◆循環器疾患の原因につながる生活習慣を改善しよう</li> <li>・健康づくり講習会等で保健師・栄養士による教育、みそ汁塩分測定実施。</li> <li>◆COPD（慢性閉塞性肺疾患）を予防しよう</li> <li>・広報や健康教育等の各種事業を通じ、喫煙と受動喫煙による健康に及ぼす影響について十分な知識の普及・啓発。</li> <li>・禁煙の方法や支援を受けることができる医療機関等の情報提供。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「第3次いきいき元気プラン [中之条町健康増進計画・第3次中之条町食育推進計画]」（令和6年3月、中之条町）</p>
1207	介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康づくり講習会」、「健康教育」、「男性料理教室」、「〇〇（まるまる）の会」を開催し、介護予防の普及啓発を推進します。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
1208	地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、公民館等で、すこやか健康委員や民生委員・児童委員、区長等地区役員の協力を得て、住民交流や健康づくりの場「健康づくりさろん」を提供します。</li> <li>・食生活改善推進員による老人食研究を実施します。</li> <li>・「介護予防サポーター研修」を実施し、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業を実施します。</li> </ul>	//

※その他の施策や事業は「第3次いきいき元気プラン [中之条町健康増進計画・第3次中之条町食育推進計画]」（令和6年3月、中之条町）参照。



(3) 地域包括ケアシステムの構築

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
1301	地域包括支援センターとの連携及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム推進の中核機関として次の業務に従事しています。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 介護予防給付の介護予防プランの作成、生活支援サービスの介護予防ケアマネジメント</li> <li>イ) 地域の高齢者に対する総合相談支援</li> <li>ウ) 介護相談（月1回「介護相談日」、随時、在宅介護について相談）</li> <li>エ) 権利擁護業務</li> <li>オ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</li> </ul> </li> <li>・在宅医療・介護の連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業の充実にむけ、人員体制見直し等、より一層の機能強化を図ります。</li> </ul>	<p>「中之条町地域包括支援センター」、「地域包括支援センター六合」を中之条町社会福祉協議会へ委託しています。</p> <p>[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
1302	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携促進等を目的とした情報交換会や研修会等、医療・介護・福祉関係者等の関係機関が連携し、お互いの顔が見える関係を構築します。</li> <li>・県・郡6町村（保険者・包括支援センター）と郡医師会との連携により、次の取り組みを推進します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①現状分析・課題抽出・施策立案                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 地域医療・介護資源の把握（リストやマップの更新）</li> <li>イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（医療・介護関係者等が参画する会議を開催）</li> <li>ウ) 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築</li> </ul> </li> <li>②対応策の実施                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 在宅医療・介護連携に関する相談支援（連携を支援する人材を配置）</li> <li>イ) 地域住民への普及啓発（講演会、パンフレット）</li> <li>ウ) 医療・介護関係者の情報共有支援、知識習得等の研修等、地域の実情に応じた医療・介護関係者支援</li> </ul> </li> <li>③ 対応策の評価の実施、改善の実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
1303	社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会はシルバー人材センター、老人クラブ、老人大学等の事務局を行うとともに、生きがい活動支援通所事業、ふれあい・いきいきサロン、車椅子・福祉車両の貸し出し、生活福祉資金貸付事業、成年後見制度事業、日常生活自立支援事業等の事業、生活支援体制整備事業や地域ケア会議への参加、高齢者を対象とした事業の協力等、様々な施策を担っています。</li> <li>・第9期も生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の委託や、地域包括支援センター業務委託等、より一層の連携が進められていきます。</li> </ul>	<p>〃</p>



## (4) 権利擁護の推進

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
1401	成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護の観点から支援が必要とされる場合、その高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、制度の必要性判断と申し立て支援を行います。</li> <li>申立を行える親族がない場合、親族があっても申立の意思がない場合は、速やかに地域包括支援センターが高齢者の状況等を確認し、町長申し立て等、適切な対応を図ります。</li> <li>成年後見制度の中核機関を社会福祉協議会に委託し、適切な運用を支援します。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」(令和6年3月、中之条町)</p>
1402	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度における業務を安全、適正に行うことが可能な法人の確保に向けて、近隣町村と連携して検討します。</li> <li>法人後見実施団体、法人後見の実施予定団体の研修を推進します。</li> <li>弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるよう支援体制を構築します。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「第4期 中之条町障がい者計画」(令和6年3月、中之条町)</p>
1403	成年後見制度法人後見支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度における業務を安全、適正に行うことが可能な法人の確保に向けて、近隣町村と連携して検討します。</li> <li>法人後見実施団体、法人後見の実施予定団体の研修を推進します。</li> <li>弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるよう支援体制を構築します。</li> </ul>	//
1404	人権問題に対する相談及び啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての人の人権を尊重していくため、人権相談員による相談の開催や、中之条町広報で人権について(障がいのある人への理解を含む)の啓発を行います。</li> </ul>	//
1405	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解促進策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する町民の理解の増進に関する施策や事業を地域の実情を踏まえて検討します。</li> </ul>	

(5) 災害時の対応

NO.	施策又は事業名	内容	摘要
1501	防災体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に基づき、要配慮者に対する防災体制の構築に努めます。</li> </ul>	[関連計画] 「第4期 中之条町障がい者計画」(令和6年3月、中之条町)
1502	要配慮者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中之条町地域防災計画」及び「中之条町避難支援プラン」(個別計画)に基づき、要配慮者関連施設の管理者と連携して災害応急対策を行います。</li> </ul>	「地域防災計画」(令和6年9月、中之条町)
1503	避難行動要援護者の個別計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中之条町地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者(要介護3以上、身障者1及び2級、療育手帳A、難病、ひとり暮らし及び高齢者のみ世帯等)の把握に努めます。</li> <li>「中之条町避難支援プラン」(個別計画)に基づき、避難行動要支援者の同意のもと個別の避難計画の作成に努めます。</li> <li>地域防災計画に基づき、地区住民、ボランティア等と連携を図ります。</li> <li>避難場所等も新型コロナウイルス感染症対策に努めます。</li> </ul>	//
1504	福祉避難所における対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>中之条町は、地域防災計画に基づき、福祉避難所の指定、整備を推進します。</li> <li>福祉避難所は、町や関係機関と連携し、災害予防や災害対策における準備を推進します。</li> </ul>	[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」(令和6年3月、中之条町) 「第4期 中之条町障がい者計画」(令和6年3月、中之条町)
1505	安心メールの配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防犯・防災情報」「生活関連情報」を携帯電話にメール配信します。</li> <li>また、各種事業案内の周知を検討します。</li> </ul>	[関連計画] 「第4期 中之条町障がい者計画」(令和6年3月、中之条町)
1506	安心安全なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中之条町生活安全条例」に基づき、犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくりを推進するため防犯カメラを設置します。</li> </ul>	//
1507	防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪に巻き込まれないよう、防犯情報や被害防止についての広報を充実します。</li> <li>特に振り込め詐欺等の被害を防止するために、「見守り」、「声かけ」、「警察等への情報提供」等を推進します。</li> </ul>	//
1508	住民参加による安全な登下校対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が安心して通学できるよう地域の人の協力を求め、登下校の安全確保を図ります。</li> </ul>	//



## (6) その他の施策

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
1601	感染症危機への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症への対応を含め、次の感染症に対して、初期段階からより迅速に、より効果的に対策を講ずるため、国や県と連携します。</li> <li>業務継続マニュアルに基づき、役場における対策に努めます。</li> <li>町が主催する行事や会議等においても対策に努めます。</li> <li>医療・福祉施設との連携を高めます。</li> </ul>	<p>[関連計画]</p> <p>「中之条町新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成27年2月、中之条町)</p> <p>「新型インフルエンザ等ワクチン接種計画」(平成30年3月、中之条町)</p>
1602	生涯学習講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習事業を「中之条大学」と位置づけて、多彩な講座・教室を提供することにより学習意欲の高揚を図るとともに、高齢者が文化・趣味の活動に主体的に取り組むことを通じて、豊かなライフスタイルを構築する環境づくりを推進します。</li> </ul>	<p>[関連計画]</p> <p>「中之条町高齢者福祉計画」(令和6年3月、中之条町)</p>
1603	広報事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中之条町社会福祉協議会だより」や「中之条町広報」等で福祉に関する情報を発信します。動画による情報発信等も検討していきます。</li> </ul>	<p>[関連計画]</p> <p>「第4期 中之条町障がい者計画」(令和6年3月、中之条町)</p>
1604	公聴事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのことに限らず、広く町民からさまざまな意見や提言をうかがいます。(聞く耳ポストにメールや手紙等を行うことや、直接町長に提言する機会もあります。)</li> </ul>	〓
1605	町有施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>町有施設のバリアフリー化を図ります。</li> </ul>	〓
1606	障がいのある人等に配慮した歩道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人や、高齢者が安心して出かけられるように、歩道の段差解消や、点字ブロックの設置を推進します。</li> </ul>	〓
1607	バリアフリー対応信号機の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>感応式信号機や音響式信号機及び歩車分離式信号機の整備促進を関係機関に要請します。</li> </ul>	〓
1608	民間事業者の支援と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉に係わる民間事業者を支援し、連携を図ります。</li> </ul>	

基本目標 2

高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の見守り体制の強化

NO.	施策又は事業名	内容	摘要
2101	老人クラブ連合会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会はシルバー人材センター、老人クラブ、老人大学等の事務局を行うとともに、生きがい活動支援通所事業、ふれあい・いきいきサロン、車椅子・福祉車両の貸し出し、生活福祉資金貸付事業、成年後見制度事業、日常生活自立支援事業等の事業、生活支援体制整備事業や地域ケア会議への参加、高齢者を対象とした事業の協力等、様々な施策を担っています。</li> <li>・第9期も生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の委託や、地域包括支援センター業務委託等、より一層の連携が進められていきます。</li> </ul>	<p>【関連計画】 「中之条町高齢者福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
2102	介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて収集した情報等の活用により何らかの支援を要する高齢者を把握し介護予防事業につなげます。</li> <li>・民生委員・児童委員や保健事業等を通じ、高齢者の情報を把握します。</li> </ul>	//
2103	中之条町高齢者運転免許証自主返納支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者は、中之条町に居住し、住民基本台帳に記載されている人で、運転免許証の自主返納（全部取消し）時に、65歳以上であることです。</li> <li>・支援内容は、町で使用できる金券（10,000円分）です。</li> </ul>	//
2104	買い物支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対し、宅配サービスの費用の一部を助成します。</li> <li>・1週間に1回以上、中之条町内で高齢者の見守りを兼ねた移動販売を行う事業者に月額10,000円を補助します。</li> </ul>	//
2105	緊急通報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報センターが、24時間体制で緊急時に備え、近隣の協力員の人々と高齢者を見守ります。</li> <li>・ひとり暮らし高齢者等の世帯に通報機器を取り付け、ケガや病気等、緊急の際に備えます。</li> <li>・対象者は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、心臓病等の発作性の持病がある人です。</li> </ul>	//



## (2) 認知症対策の充実

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
2201	認知症サポーター養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する正しい理解や地域の見守り支援を行うことによって、認知症の人が住み慣れた地域で生活することが可能となり、状態の安定や介護者の負担軽減につながります。</li> <li>地域・関係機関・団体との連携により、声かけ・見守り・助けあいの地域づくりを推進します。</li> <li>近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み、チームオレンジを推進します。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「中之条町高齢者福祉計画」(令和6年3月、中之条町)</p>
2202	認知症初期集中支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関と連携し、認知症の早期発見・早期対応を実現するサポート体制を構築し、専門的な対応を行って安心生活が送れるよう支援します。</li> </ul>	//
2203	認知症地域支援推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する知識の普及のため「認知症ケアパス」を見直すとともに相談しやすい体制を推進します。</li> <li>町内外の事業所・店舗と提携し、見守りや声掛けによって、異変をいち早く発見・対応する「見守りネットワーク」事業を推進します。</li> <li>認知症の人が困ったときに助けを求めやすいよう、「希望をかなえるヘルプカード」を普及促進します。</li> </ul>	//
2204	家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人と歩む会(月1回)を開催し、介護者の情報交換や、在宅での安心して適切な介護に役立つ情報を提供します。</li> <li>介護教室を開催し、介護者家族に対して介護技術等の講習を行います。</li> <li>徘徊高齢者探索システムの導入時及び利用時の費用の一部を補助します。</li> </ul>	//
2205	認知症カフェの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で開催されている認知症カフェの情報収集をし、窓口でチラシを配布する等の支給を行います。</li> </ul>	//
2206	認知症徘徊高齢者等事前登録制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>吾妻東部3町村と吾妻警察署において、徘徊高齢者等の保護対策に係る連携協定を結んでいます。事前に登録した人の情報を共有して、迅速な保護につなげています。</li> </ul>	//



(3) 高齢者福祉サービスの充実

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
2301	老人保護措置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得で地域における生活が困難な高齢者を養護老人ホームで保護し、安定した生活の提供を行います。</li> </ul>	<p>〔関連計画〕 「中之条町高齢者福祉計画」(令和6年3月、中之条町)</p>
2302	はり、きゅう、マッサージ施術費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請により利用券を交付します。</li> <li>1年間に1,000円×4枚を限度とします。</li> </ul>	〃
2303	在宅介護慰労手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護者の介護意欲を高め、良質な介護の確保と在宅介護の継続を目的に介護慰労手当を支給します。</li> <li>対象者は、要介護認定で要介護度1以上に判定された寝たきり、認知症高齢者調査の要件を満たし、1年以上在宅で介護している家族です。</li> </ul>	〃
2304	寝たきり老人等紙おむつ給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養者や障がいのある人の在宅生活の維持と家族の経済的負担の軽減のため、紙おむつ等の購入補助を行います。</li> <li>対象者は、要介護認定で要介護1以上の判定を受け、在宅で療養している人と、2歳以上の障がい者で身体障害者手帳3級以上又は療育手帳A判定の人です。</li> <li>補助対象物品は、紙おむつ、尿取りパット、清拭用品です。</li> </ul>	〃
2305	介護保険施設利用時の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険で、施設サービスを利用するときの「食費」、「居住費」は、認定対象条件に該当する場合に「負担限度額認定証」を申請することで減額されます。</li> </ul>	〃
2306	年金生活者支援給付金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公的年金等の収入や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援します。対象者は次の2つです。</li> <li>・老齢基礎年金を受給し、次の条件を全て満たしている人。 ア) 65歳以上 イ) 世帯員全員が町民税非課税 ウ) 年金収入額とその他所得額の合計が既定額以下</li> <li>・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、前年所得額が既定額以下である人。</li> </ul>	〃
2307	インフルエンザ、コロナウイルスの予防接種費の一部・全額補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の人。</li> <li>60～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の病気やヒト免疫不全ウイルス(HIV)により障がいのある人。</li> </ul>	〃
2308	高齢者肺炎球菌予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳の人。</li> <li>60～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の病気やヒト免疫不全ウイルス(HIV)により障がいのある人。</li> </ul>	〃
2309	食生活改善推進員との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食事サービス事業」では、概ね75歳以上のひとり暮らし又は2人暮らし世帯にお弁当作りをしています。</li> <li>男性料理教室や健康づくり事業等、高齢者の食生活にかかわる健康づくり活動をしています。</li> </ul>	〃
2310	困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護高齢者と家族に重層の問題が存在している場合、要援護高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を発見した場合には、他の職種と連携し、速やかに対応します。</li> </ul>	〃

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
2311	高齢者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の早期発見と速やかな対応が行えるよう、地域における高齢者を見守る活動を推進します。</li> <li>町民を対象とし、HP（ホームページ）、パンフレット作成等の普及啓発活動を行い、地域全体で虐待防止の意識を高める取り組みを行います。</li> </ul>	//
2312	虐待事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関からの通報等、虐待等が疑われる事例を把握した場合、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し適切に対応します。</li> </ul>	//
2313	老人福祉施設等への入所の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待等で高齢者を老人福祉施設等への入所が必要と判断した場合、当該高齢者の状況等を確認し、入所の実施を支援します。</li> <li>また、入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに成年後見制度の利用等必要なサービス等の利用を支援します。</li> </ul>	//
2314	老人クラブへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・スポーツ活動に自主的に取り組んでいる老人クラブへの支援を引き続き行うとともに、地域における高齢者の諸活動のリーダーの人材育成等の支援に努めます。</li> </ul>	//
2315	ねんりんピック等への参加助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く活動の成果を発表する機会として「県民スポーツ祭ぐんまねんりんピック」、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」等への参加助成を通じて、高齢者の心身の健康づくりと生きがいづくりを応援します。</li> </ul>	//
2316	敬老会（慶朗会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の発展へのご尽力に対する感謝と長寿をお祝いします。</li> </ul>	//
2317	高齢者慶祝事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の多年にわたる社会貢献に対し、敬意を表し節目の年齢の人に慶祝金を贈呈します。</li> </ul>	//

#### （４） 介護保険事業の推進

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
2401	介護保険サービスの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費の適正化</li> <li>低所得者の保険料軽減により、第1段階から第3段階の介護保険料を減額しています。</li> <li>地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所事業者の指定及び指導・監督します。</li> </ul>	<p>[関連計画] 「第9期 介護保険事業計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
2402	介護事業所の人材確保・生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者の人材確保について、町が相談や支援に努めます。</li> <li>書類の統一・省略や電子化を進め事業所の負担を軽減します。</li> <li>電子申請・届出システムの運用を前倒し、令和6年度中に開始します。</li> </ul>	//

※その他の施策や事業は「中之条町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年3月、中之条町）参照。

基本目標 3

障がい者福祉の充実

(1) 障がい福祉サービス等の継続的な実施

NO.	施策又は事業名	内容	摘要
3101	障がい福祉サービスの継続的な実施	<p>・ 障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスを提供し、障がい者のニーズに対応できるような、きめ細やかなサービスの提供に努めます。</p> <hr/> <p>ホームヘルプサービス（居宅介護）                      重度訪問介護、行動援護、同行援護                      重度障害者等包括支援                      生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）                      就労移行支援                      就労継続支援（A型＝雇成型、B型＝非雇成型）                      就労定着支援                      療養介護                      ショートステイ（短期入所事業）                      施設入所支援                      自立生活援助                      グループホーム（共同生活援助）                      自立訓練（宿泊型）                      計画相談支援                      地域移行支援                      地域定着支援</p>	<p>[関連計画]                      「第7期 中之条町障がい福祉計画」（令和6年3月、中之条町）</p>
3102	きめ細やかな事業の推進 [地域生活支援事業]	<p>・ 町独自の地域生活支援事業及びその他事業を充実し、障がい者のニーズに対応できるような、きめ細やかなサービスの提供に努めます。</p> <hr/> <p>理解促進研修・啓発事業                      自発的活動支援事業                      障がい者相談支援事業（相談員）                      成年後見制度利用支援事業                      成年後見制度法人後見支援事業                      意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣と設置、要約筆記者派遣事業）                      日常生活用具給付等事業                      手話奉仕員養成研修事業                      移動支援事業                      地域活動支援センター機能強化事業                      日常生活支援（福祉ホーム事業、訪問入浴サービス、生活訓練等、登録介護事業、生活サポート事業）                      日中一時支援事業（施設あすかり、サービスステーション事業）                      自動車運転免許取得費助成事業                      自動車改造費助成事業                      更生訓練費給付                      知的障害者職親委託                      障害者居宅介護従事者養成研修費補助事業</p>	<p>//</p>

## (2) 障がい児福祉の推進

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
3201	障がい児福祉サービスの継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所支援及び障がい児入所支援並びに障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に図ります。</li> </ul>	[関連計画] 「第4期 中之条町障がい者計画、第3期 中之条町障がい児福祉計画」(令和6年3月、中之条町)
	[障害児福祉サービス等]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援、障がい児相談支援、医療的ケアを要する障がい児のコーディネーターの配置人数</li> </ul>	
3202	療育相談事業の連携 (マザーアンドチャイルド・こどもの発達相談)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と連携し、こどもの発達等不安を抱える保護者を対象に遊びを通して上手な関わり方を学び、保護者の不安を解消します。</li> </ul>	//
3203	子育て相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て相談員が、様々な相談を受け、保護者の育児に関する悩みを緩和し、孤立化の防止につなげます。</li> </ul>	//
3204	障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育従事者の療育に関する専門知識の向上を図るとともに障がい児に対する保育の充実に努めます。</li> </ul>	//
3205	障がい児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいをもつ児童生徒が、その個性や能力を最大限に伸ばし、社会的自立が図れるよう支援を行います。</li> </ul>	//
3206	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、高機能自閉症等を含めて障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援を行います。</li> </ul>	//
3207	通級による指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の学級に在籍しながら、特別の指導を受けることができる通級学級の充実に図ります。</li> </ul>	//
3208	特別支援学校児童生徒就学援助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校に通学している児童生徒に就学援助金を支給します。</li> </ul>	//
3209	進路指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある生徒の社会自立を推進するため、進路指導の充実に図ります。</li> </ul>	//
3210	教育支援委員会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身に障がいのある児童の就学について協議する「教育支援委員会」の指導内容の充実に図ります。</li> </ul>	//
3211	特別支援教育就学奨励費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学級に入級している児童生徒の就学を援助するため、一定所得要件に該当する保護者に奨励費を支給します。</li> </ul>	//
3212	学校施設・設備の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設や設備のバリアフリー化に努めます。</li> </ul>	//
3213	福祉医療費制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害児(者)(身体障害者手帳1・2級、障害年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級)の医療費の自己負担分を助成します。</li> </ul>	//
3214	自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更生医療：身体障害者手帳を所持する人が障がいを軽減する医療を受ける場合</li> <li>・ 育成医療：18歳未満のこどもが、障がいを残す可能性のある疾患を治療する場合</li> </ul>	//
3215	乳幼児健康診査及び健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健康診査及び相談時に、医師等により発達障害等の早期発見を図ります。</li> </ul>	//

(3) 障がい者に係るその他の施策

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
3301	障がいのある人に配慮した選挙権行使の支援	・障がいのある人が投票しやすい施設や、介助、代理投票の制度の周知等、障がいに応じた適切な方法による情報の提供等を通じて、障がいのある人の選挙権行使を支援します。	[関連計画] 「第4期 中之条町障がい者計画」(令和6年3月、中之条町)
3302	福祉サービス利用援助事業(権利擁護)	・自らの判断によりサービスの利用契約を締結することが困難な知的障がいのある人等のために、福祉サービス利用手続きの援助や代行、利用料の支払いを行う等日常生活を支援するほか、法律相談も行います。	//
3303	障がいのある人の町職員への計画的採用	・障がいのある人について、町職員への計画的な採用を推進します。	//
3304	経済的な支援	・特別児童扶養手当の支給 ・特別障害者手当・障害児福祉手当の支給 ・難病患者見舞金の支給 ・じん臓機能障害者通院交通費補助 ・心身障害者扶養共済への補助 ・生活福祉資金制度運用への支援 ・軽自動車税等の減免 ・紙おむつ等費用の助成 ・障害者年金制度の周知 ・所得税・住民税の障害者控除の周知 ・運賃の割引、有料道路通行料の免除の周知	//
3305	福祉車両の貸出し	・通院や外出等のために車いす対応車両の貸出しを行い利便を図ります。(燃料費のみ利用者負担)	//
3306	障害者福祉タクシー	・身体障害者手帳(視覚障害・肢体不自由の手帳、第一種)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で希望する人に、タクシー券を交付します。	//
3307	思いやり駐車場	・スーパーマーケットや公共施設等に設置されている駐車場を障がい者等が利用しやすくするために「思いやり駐車場利用証」を交付し、適正な利用方法等を周知します。	
3308	在宅重度身体障害児(者)住宅改造事業	・在宅で重度の障がいがある人の地域生活を支援するために、住宅をバリアフリーに改造するための費用の一部を助成します。(所得要件あり)	

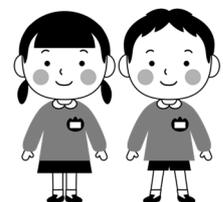
※その他の施策や事業は「第4期 中之条町障がい者計画、第7期 中之条町障がい福祉計画、第3期 中之条町障がい児福祉計画」(令和6年3月、中之条町)参照。

## 基本目標 4

## こども福祉の充実

## (1) 幼稚園及び保育所の充実

NO.	施策又は事業名	内容	摘要
4101	幼稚園、保育所等における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実状に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を充実します。</li> <li>保育に欠けるご家庭のお子さんの育児等の支援を行います。</li> </ul>	[関連計画] 「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画」(令和7年3月策定予定、中之条町)
4102	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。</li> <li>対象児童は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児です。</li> </ul>	//
4103	一時預かり事業(幼稚園の延長預かり保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、幼稚園において、一時的に預かりを行う事業です。</li> </ul>	//
4104	保育所の一時保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>急な事情等で一時的に保育が困難となった時に、子育て支援として保育所等で受け入れを行います。</li> </ul>	//
4105	延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。</li> </ul>	//



(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

NO.	施策又は事業名	内容	摘要
4201	利用者支援事業	・こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	〔関連計画〕 「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年3月策定予定、中之条町）
4202	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	・中之条幼稚園内にセンターを設置し、子育て家庭等に対する育児不安等について相談指導、情報提供等の支援を行う事業です。	〃
4203	妊婦健康診査事業	・安全な出産に向け、妊婦一般健康診査受診券を発行して、妊娠の継続を支援します。	〃
4204	乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業です。	〃
4205	養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師や保育士が居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等により、養育能力を向上させるための支援を行う事業です。	〃
4206	一時、援助、トワイライト事業	・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所において、一時的に預かりを行う事業です。	〃
4207	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	〃
4208	放課後子ども教室	・中之条小学校放課後子ども教室において、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、地域の方々に指導者やボランティアとして参加していただき、子どもたちの様々な体験活動や地域住民と交流活動を実施します。	〃
4209	子育て世帯訪問支援事業	・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	〃
4210	親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング等）	・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施します。 ・同じ悩みや不安を抱える保護者が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	〃
4211	妊婦等包括相談支援事業	・妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	〃
4212	産後ケア事業	・産後～4か月までの母子を対象に、助産師による授乳指導、育児相談等のサポートが受けられます。（12か月まで利用可能）	〃
4213	ミニファミリー・サポート・センター事業の支援	・育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。民間事業者との連携を図り事業を推進します。	〃
4214	こども家庭センター	・母子保健・児童福祉が一体となり健康の保持・増進に関する支援のほか、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を切れ目なく行い、相談支援体制の強化を図ります。	〃

## (3) 学校教育と福祉の連携

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
4301	学校・幼稚園の給食費の無償化	・小中学校と幼稚園の給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担を緩和します。	[関連計画] 「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画」(令和7年3月策定予定、中之条町)
4302	学校等給食費補助事業	・町内在住で特別支援学校に通学する園児・児童・生徒の給食費について、保護者負担がある場合は補助金を交付します。	〃
4303	英語検定料補助事業	・中学生及び高校生世代が英検を受験する際、対象となる種類及び回数により受験料を補助します。	〃
4304	学力向上対策	・確かな学力を保障する学習指導充実のために、学力調査等の結果を活用するとともに、学力向上特配教員や学習支援員を配置し、きめ細かな学習指導の充実に努めます。	〃
4305	公立小中学校にスクールカウンセラー等の相談員を配置	・児童生徒たちが悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう相談員を配置します。	〃
4306	保育所・幼稚園と小学校の連携強化	・こどもが保育所・幼稚園から小学校へ円滑に移行できるよう、連携を強化します。	〃
4307	教育相談体制	・幼児、児童・生徒の心と体の健全な育成と教育の充実のために、相談体制の充実を図ります。	〃
4308	相談員による相談事業	・スクールカウンセラーや教育相談員等による相談事業の充実を図ります。 ・多様な相談機会の提供を図ります。	〃
4309	日本語サポート教室「未来」の充実	・外国人子女及び帰国子女等、日本語を理解できずに日常生活や学習に支障をきたしているこどもたちのために、日本語を指導する教室を開室します。	〃
4310	教育支援センター「虹」の充実	・「虹」において、小学校、中学校に在籍する学校不適應児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰や社会的自立に向けて援助します。	〃



(4) 保護者の支援

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
4401	育児サークルの活動支援	・子育てサークルの育成や活動費の補助を実施し、母親の仲間づくりを支援し、活動を促進します。	[関連計画] 「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画」(令和7年3月策定予定、中之条町)
4402	子育てボランティア及び主任児童委員への支援	・「ふれあい広場」、イベント企画・情報伝達等の支援を行います。	//
4403	低年齢児保育事業	・保育所における低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ拡大を図ります。	//
4404	幼児教育・保育無償化事業	・令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化を拡充し、3歳未満の保育料の無償化や幼稚園の給食費の無償化を継続・実施します。	//
4405	第3子以降保育料無料化補助事業	・認可外保育所等に通う第3子以降の保育料の無料化を実施します。	//
4406	子育てひろば「はっぴー」管理運営事業	・子育てひろば「はっぴー」を充実し、乳幼児の遊び場を確保することで、保護者やこどもの交流を促進します。	//
4407	子育てサイトの運営	・少子化対策として、子育て応援サイトを運営し、情報内容を充実し、発信していきます。	//
4408	子育て相談員	・経験豊富な相談員が子どもに関する全般的な相談に応えます。総合的な視点から適切な対応ができるよう各種相談窓口の連携強化を図ります。	//



## (5) 貧困や児童虐待対策

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
4501	保育所、幼稚園、小中学校における困窮リスクの把握	・保育士、教諭等が、こどもとの交流を通じて保護者や家庭の状況の把握に努めます。	〔関連計画〕 「第1期中之条町こどもの貧困対策推進計画」（令和7年3月策定予定、中之条町）
4502	生理の貧困への支援	・小中学校で保健室に生理用品を常備し、貧困により生理用品の十分な用意ができない場合の支援を行います。	〃
4503	放課後児童クラブ（学童保育所）との連携	・放課後児童の健全育成と安全確保のために、生活の場所を提供しているため、こどもや家庭における課題について情報共有します。	〃
4504	児童扶養手当の支給	・国の制度に基づき、父母の離婚や死亡等の理由により、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父又は母、若しくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。	〔関連計画〕 「第3期中之条町子ども子育て支援事業計画」（令和7年3月策定予定、中之条町）
4505	児童手当の支給	・国の制度に基づき、高校生相当までの児童の養育者に対し、児童手当の支給を行います。	〃
4506	要保護・準要保護児童生徒就学援助金	・経済的な理由で小学校・中学校への就学が困難な家庭について、こどもが安心して勉強できるよう学用品や修学旅行費等を援助します。	〃
4507	母子（父子）家庭等福祉医療費給付事業の実施	・母子（父子）家庭の親と子を対象とした医療費の自己負担分助成による経済的支援です。	〃
4508	要保護児童対策地域協議会	・要保護児童対策地域協議会で、児童虐待、要支援家庭、特定妊婦について各ケースを把握し、児童相談所や警察、教育、医療、保健、福祉等の関係機関と連携して支援しています。	〃
4509	被害児童へのカウンセリング等の支援促進	・児童虐待の早期発見に努めるとともに、被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進します。	〃
4510	北部児童相談所と保健・医療機関との連携強化	・北部児童相談所による巡回相談の実施とともに、適切な療育サービスを提供できるよう関係機関との連携強化に努めます。	〃

(6) 地域力の向上

NO.	施策又は事業名	内 容	摘 要
4601	性や性感染症・心の健康に関する知識の普及	・学校・家庭・地域の連携による性や性感染症・心の健康に関する教育を推進します。	[関連計画] 「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画」(令和7年3月策定予定、中之条町)
4602	10代の飲酒・喫煙等の防止	・保健体育や特別活動をはじめ学校教育全体を通じて、飲酒及び喫煙の防止に関する教材の配布及び指導を行い、10代の飲酒・喫煙防止の徹底に努めます。	〃
4603	職場体験学習等によるキャリア教育の推進	・地元事業所の協力を得て職場体験学習を実施する等、地域の教育力を活用し、進路や生き方について考え、勤労意識の高揚を図ります。	〃
4604	乳幼児ふれあい体験事業	・結婚機運醸成を目的として、吾妻中央高校の生徒を対象に乳幼児とのふれあい体験事業を実施します。	〃
4605	喫煙、薬物乱用防止教育	(喫煙や薬物乱用防止に係わる教育を行っています。)	〃
4606	幼稚園地域交流事業	・幼稚園の開放を進める等、交流活動やPTA活動の活性化を推進します。	〃
4607	学校施設の地域住民への開放	・地域ぐるみでたくましい心豊かな児童生徒の育成を目的に、学校施設を地域住民に開放します。	〃
4608	家庭教育に関する講座	・幼稚園等において家庭教育に関する講座を実施します。	〃
4609	総合型地域スポーツクラブ「KEYAKI」の充実	・体力や年齢、技術、興味等に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができるよう生涯スポーツ社会の実現を目指します。	〃
4610	図書館等における学習活動の支援	・図書館事業の充実を図り、多様な学習活動を支援します。	〃
4611	コミュニティ・スクール関連事業	・地域学校協働本部事業により、地域ボランティアの協力により、学校教育の充実を図ります。	〃
4612	コンビニエンスストアにおける未成年者に対する非行・被害防止対策	・青少年育成推進委員会の調査員が、町内にあるコンビニエンスストアへ定期的に調査・見回りを実施し、青少年の非行・被害防止及び健全育成を図ります。	〃
4613	出会い系サイト等による犯罪被害防止対策	・被害防止教室や教育関係者、プロバイダ等を交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布等、児童の犯罪防止のための広報啓発活動を推進します。	〃
4614	アウトメディアの推進	・子どもたちの健康と安全を守るため、家族との団らんの時間を増やし、メディアへの接触を減らすため「アウトメディア推進委員会」が、学校・地域と連携して推進します。	〃

※その他の施策や事業は「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画、第1期中之条町こどもの貧困対策推進計画」(令和7年3月策定予定、中之条町)参照。

## 第3章 第3期中之条町地域福祉活動計画

### 3-1 地域福祉活動計画の位置づけ

前述の地域福祉計画は、保健・福祉分野の上位計画なので、内容は中之条町の理念や方針を示す内容になります。この内容には、高齢者、障がい者、子ども等の個別計画に位置づけられた施策や事業が反映されています。

これを受け地域福祉活動計画は、中之条町社会福祉協議会の活動方針や事業活動が示され、町民、ボランティア、事業者、民生委員・児童委員等が活動や連携を推進していきます。

#### 地域福祉計画

#### 地域福祉活動計画

計画期間	5年間 [令和7年度～令和11年度]	5年間 [令和7年度～令和11年度]
策定主体 (担当課)	中之条町（住民福祉課）	社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会
内容	町における”福祉”に関する上位計画です。 また、町の基本理念や基本目標を示すとともに、それを具現化するための基本計画を示します。	中之条町社会福祉協議会における活動方針と事業に関する計画です。 また、様々な主体が地域の福祉課題に取り組むための具体的な事業活動を示します。
掲載場所	第2章	(本章)

## 3-2 社会福祉協議会における活動方針

[活動方針]

### つながり共に支えあう地域づくり



人口減、少子高齢化、ひとり暮らしの増加等による社会構造の変化や、感染症後の社会経済状況も相まって、個人主義、人間関係の希薄化が指摘されることがあります。

また、昨年度実施したアンケート結果によると、町民が福祉活動に参加する機会が少なくなっています。

したがって、中之条町社会福祉協議会は、地域福祉活動に関わるシーンを支えて、様々な主体がつながり、人と人が共に支え合えるような地域づくりを目指します。



### 3-3 5つの活動目標

#### (1) 5つの活動目標

活動目標

1

## つながりを創ろう

ひとり暮らしの高齢者等が”つながり”をもつ機会を創るほか、外出支援を継続支援することで生きがいを持って生活できるよう努めます。

また、障がい児を含めたこどもについて、”つながり”をもてるような場を創り、健康で元気なこどもがいるまちをつくりまします。

活動目標

2

## 支援しよう

高齢者及び障がい者サービスを継続実施して自立した日常生活を支援するとともに、判断能力に不安のある方の日常生活自立支援、生活困窮者等の自立支援等を推進します。

また、地域包括支援センターを充実し、介護予防、権利擁護等、様々な方々の相談に対応します。

活動目標

3

## 災害に備えよう

災害時の行動は、自ら考え行動し、お互いに助け合い、行政が支援するといった自助・共助・公助の考え方が重要です。この考え方の定着に向け、救急医療情報キットの配布や、災害ボランティアセンターを中心に災害ボランティアを養成するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

活動目標

4

## 活動に参加しよう

様々な福祉団体の活動やイベント、ボランティア、地域の活動等に誰もが参加できる機会を創り、福祉のまちを一緒につくりまします。

また、これらを実施する各種団体や事業者を継続的に支援します。

活動目標

5

## 福祉を知ろう

福祉活動を実効的に推進するためには、高齢者自らが学ぶこと、ボランティアの養成及びこどもの福祉教育が重要です。

また、福祉についてわからないことを知るため、広報やホームページによる情報提供を行うとともに、福祉相談員が「何でも相談」で対応します。

(2) 施策体系

活動方針	活動目標		事業活動	
つながり共に支えあう地域づくり	1	つながりを創ろう	(1)	高齢者のつながりづくり
			(2)	こどものつながりづくり
			(3)	外出支援
	2	支援しよう	(1)	介護や障がい者サービスの継続実施
			(2)	地域包括支援センターの運営の充実
			(3)	生活支援の充実
			(4)	権利擁護の充実
	3	災害に備えよう	(1)	自ら備える
			(2)	共に備える
	4	活動に参加しよう	(1)	福祉活動への支援
			(2)	ボランティア活動の推進
			(3)	地域活動の支援
	5	福祉を知ろう	(1)	福祉の学び
			(2)	情報共有

### 3-4 社会福祉協議会における事業とKPI

#### (1) 活動目標1「つながりを創ろう」の事業活動

##### ① 高齢者のつながりづくり

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
111	生きがい活動支援通所事業（中之条町営四万清流の湯） （六合地区ミニデイサービス）	・毎月各地区ごとにマイクロバスが循環し、利用者を四万清流の湯へ送迎し、一日温泉入浴等を楽しみます。 ・対象者：中之条町内（六合地区を除く）の概ね60歳以上の方 ・利用料：1,000円	継続	延べ利用者数 840 (人/年)
112	食事サービス事業	・高齢者の健康保持と、地域の連携を深めるため、ボランティアが対象者にお弁当をお届けします。 ・対象者：概ね75歳以上のひとり暮らし、又は二人暮らし世帯 ・配達日：第3木曜日（月1回） ・費用：無料	継続	延べ利用者数 2,000 (人/年)
113	ふれあい・いきいきサロン活動助成事業	・ひとり暮らし高齢者、虚弱高齢者、障がい者、子育て中の親、ひとり親家庭等、地域での交流が十分に持てない人を対象に、地域住民が気軽に立ち寄れる「地域の集いの場」を、住民自らが主体となって開設・運営する事業に対して事業費の一部を助成します。	継続	実施回数 20 (回/年)
114	歳末慰問事業	・歳末時期に70歳以上のひとり暮らし高齢者宅へ民生児童委員が訪問し、見守り支援を行います。	継続	支援品配布数 800 (件/年)

##### ② こどものつながりづくり

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
121	在宅障害児激励事業	・障がい児・者親子のふれあいと参加者相互の交流を図ります。	継続	実施回数 1 (回/年) 参加者数 6 (人/年)
122	子どもの遊び場整備事業	・中之条町内各地区のこどもの遊び場（広場・公園等）の整備充実を図り、青少年の健全育成並びに児童福祉の推進を図ります。	新規	実施数 4 (か所)

※「KPI（Key Performance Indicator、重要業績評価指標）」とは  
目標を達成するための取り組みの進捗状況を定量的に測定するための指標。

③ 外出支援

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
131	車いす貸し出し事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に車いすが必要となった方へ貸し出しを行い、日常生活の利便性を図ります。</li> <li>・利用料：無料</li> </ul>	継続	延べ貸出回数 50 (人/年)
132	福祉車両貸し出し事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護高齢者及び身体障がい者を抱える家族が、当該介護高齢者等と外出（通院、買い物等）する場合に、車いすを搭載できる車両を貸し出します。</li> <li>・利用料：無料（ただし、燃料費は利用者の負担）</li> </ul>	継続	延べ貸出回数 35 (人/年)
133	福祉有償運送事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中之条地区において移動が困難な方への移送サービスを行います。</li> </ul>	継続	延べ貸出回数 115 (人/年)
134	交通空白地有償運送事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・六合地区において外出が困難な方への移送サービスを行います。</li> </ul>	継続	延べ貸出回数 660 (人/年)



## (2) 活動目標2「支援しよう」の事業活動

## ① 介護や障がい者サービスの継続実施

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
211	訪問介護事業	・利用者の特性をふまえ、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。	継続	延べ訪問回数 2,600 (人/年)
212	訪問型サービス事業	〃	継続	延べ訪問回数 1,000 (人/年)
213	障害者居宅介護等事業	・障害者総合支援法に規定する指定事業者として、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護、その他日常生活を支援します。	継続	延べ訪問回数 914 (人/年)

## ② 地域包括支援センターの運営の充実

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
221	総合相談支援事業	・住民の各種相談を受付けて、多面的な支援を実施します。 ・介護相談日を月1回設けるとともに随時在宅介護についての相談に対応します。	新規	相談件数 1,400 (件/年)
222	介護予防ケアマネジメント事業・指定介護予防支援事業	・事業対象者、要支援者に対するケアプラン作成。 ・介護予防支援事業を行います(委託含)	新規	プラン作成件数 2,200 (件/年)
223	権利擁護事業	・成年後見制度の活用促進のため啓発活動等を行います。 ・高齢者虐待への対応。 ・消費者被害への対応。	新規	啓発活動 6 (回/年)
224	包括的・継続的ケアマネジメント事業	・地域ケア会議等実施。 ・地域の居宅介護支援事業所等への情報提供及び研修の実施。	新規	地域ケア会議 実施回数 12(回/年) 情報交換会 3(回/年)
225	認知症総合支援事業	・認知症サポーター養成講座の実施。 ・見守りネットワーク事業を推進します。 ・認知症カフェ(おさんぽカフェ)等地域に根差した活動を実施。	新規	養成講座 5 (回/年)

③ 生活支援の充実

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
231	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力に不安のある方が、安心して地域で暮らせるよう福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的な預貯金の出し入れ、預金通帳の預かり等をお手伝いします。</li> <li>利用できる方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①中之条町に在住で、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方</li> <li>②本人の利用意思が確認でき、契約できる方</li> </ul> </li> </ul>	継続	支援者数 140 (人/年)
232	生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得者世帯、障がい者世帯や高齢者世帯に対し、世帯の自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活が送れるよう資金の貸付と相談援助を行います。</li> <li>実施主体：群馬県社会福祉協議会</li> <li>対象世帯                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①他の制度での借り入れが困難な低所得世帯</li> <li>②身体障害者、知的障害者又は精神障害者等の属する世帯</li> <li>③65歳以上の高齢者の属する世帯</li> </ul> </li> </ul>	継続	貸付件数 2 (件/年)
233	生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者の自立を支援するため、相談支援体制の構築により関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	継続	支援者数 3 (人/年)
234	制服リユース事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業や成長で不要となった町内の中学生の制服を再活用することにより、子育て世代の経済的負担の軽減と地域のつながりを支援します。</li> </ul>	新規	リユース数 10 (着/年)
235	フードサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農業団体、関係者と連携を図り生活に困窮する世帯に対して米等の食料を支援します。</li> </ul>	新規	配布数 150 (件/年)
236	産前産後ヘルパー派遣事業 (町委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠中又は出産後に心身不良のため、家事や育児を行うことに支障があるとき、家庭にヘルパーを派遣し妊産婦の心身の健康を維持して、子育て支援します。</li> </ul>	新規	利用者数 3 (人/年)

④ 権利擁護の充実

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
241	権利擁護推進事業 [中之条町成年後見支援センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>中之条町成年後見支援センターを令和5年11月に町より受託し、運営しています。</li> </ul>	新規	啓発活動 3(回/年) 相談件数 30(件/年)
242	法人後見事業の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人として、判断能力が低下しても安心して生活が送れるよう支援します。</li> </ul>	新規	受任件数 2 (件/年)

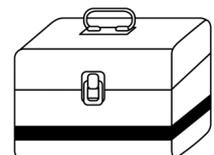
## (3) 活動目標3「災害に備えよう」の事業活動

## ① 自ら備える

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
311	救急医療情報キット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に必要な、かかりつけ医療機関や治療中の病気、服薬中の薬や緊急連絡先等の情報を「救急医療情報キット」に入れて、自宅の冷蔵庫に補充しておくことで、万一の救急時や災害時に備えます。</li> <li>・救急時には関係機関の連携により、迅速な救急活動の手助けになります。</li> <li>・費用：無料</li> </ul>	新規	周知回数 3 (件/年)

## ② 共に備える

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
321	災害ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にボランティアセンターを開設し、町や各関係機関との連携を円滑に図るための体制や、ネットワークの構築を図ります。</li> </ul>	継続	有
322	災害ボランティア人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に助け合えるまちづくりに向けた人材を確保するために講習会や研修会を開催します。</li> </ul>	継続	講習会数・ 訓練実施回数 1 (回/年)



(4) 活動目標4「活動に参加しよう」の事業活動

① 福祉活動への支援

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
4.1.1	福祉団体活動支援事業	・地域で活動する福祉団体が円滑に活動を行えるよう支援・助成を行います。	継続	支援団体数 2 (団体/年) 支援金額計 260,000 (円/年)
4.1.2	子育てサークル活動支援事業	・地域で活動する子育てサークル円滑に活動を行えるよう支援・助成を行います。	継続	子育てサークル 支援数 1 (団体) 助成金額計 50,000 (円/年)
4.1.3	チャリティーバザー開催支援	・地域福祉活動や心身障がい者の活動資金確保のためチャリティーバザー開催の支援を行います。	継続	チャリティーバザー 売上 250,000 (円/年)
4.1.4	シルバー人材センター運営事業	・高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を提供することにより、就業機会の増大と福祉の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与します。	継続	作業延人員 2,500 (人/年)
4.1.5	各種募金活動への協力	・共同募金等の活動の周知、及び協力を行います。 ・共同募金とは、地域福祉の推進を図るため、都道府県を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に行う募金です。 ・町共同募金委員会では「一般（赤い羽根）募金」、「地域歳末たすけあい募金」をお願いしています。	継続	募金金額 共募：190万円 歳末：160万円 社明：100万円 奉賛：28万円

② ボランティア活動の推進

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
4.2.1	ボランティア保険加入促進	・ボランティア活動を安全かつ安心して実施できるよう促進を図ります。	継続	延べ加入者数 400 (人/年)
4.2.2	ボランティア団体助成	・ボランティア活動のあり方を検討しながら、運営の支援を行います。	継続	助成件数 3 (件/年) 助成金額 70,000 (円/年)
4.2.3	ボランティアセンター運営と活動	・ボランティア活動の周知を行い、関係機関・団体と連携し福祉ニーズの解決に努めます。 ・ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア登録の推進や活動充実します。	継続	登録者数 60 (人/年)

## ③ 地域活動の支援

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
431	ボランティア連絡協議会活動支援	・町民主体のボランティア活動を支援し相互の連絡・連携を円滑に行います。 ・多世代交流事業（稲作）を支援します。	継続	会議数 15 (回/年)
432	地区社会福祉協議会への協力	・地区社会福祉協議会活動活性化を図るため援助協力を行います。	継続	会議・行事等回数 3 (回/年)
433	生活支援体制整備事業	・地域における生活課題に対し社会資源を活用・開発し地域ネットワークを構築します。	継続	会議等回数 17 (回/年)
434	障がい者文化芸術活動支援、知的障がい者の余暇活動への協力	・芸術活動への支援や、活動ネットワークを構築します。	継続	活動回数 13 (回/年)
435	更生保護団体への協力	・社会を明るくする運動等に協力します。	継続	会議・イベントの回数 3 (回/年)
436	社会福祉法人連絡会の連携	・町内の社会福祉法人が連携を図り地域の福祉課題解決に向けた公益活動を推進します。	新規	会議・相談会等の回数 5 (回/年)



(5) 活動目標5「福祉を知らう」の事業活動

① 福祉の学び

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
511	福祉教育推進事業 福祉体験学習(六合小)	・児童・生徒が体験学習の機会を通じて、社会福祉への理解と関心を高め、地域福祉の向上を図ることを目的とした事業です。	継続	助成金交付校数 4(校/年) 福祉体験実践校数 1(校/年)
512	ボランティア育成	・幅広い世代の新たな担い手を確保するために、ボランティア講習会を開催します。	継続	講習会開催回数 1 (回/年)
513	中之条町老人大学	・中之条町老人クラブ連合会の活動の一環として開設。中之条町老人大学は、学ぶ意欲旺盛な高齢者のために、学習の場と機会を提供するもので、講義や視察研修等の学習を行います。 ・対象者：中之条町老人クラブ連合会会員 ・受講料：5,000円 ・受講期間：毎年6月～11月頃	継続	参加者数 40 (人/年)

② 情報共有

	事業活動	内容	見直し方針	KPI (重要業績評価指標)
521	福祉啓発事業	・地域福祉に関する制度やサービス等について、広報誌により啓発や情報の提供を行います。	継続	広報紙発行部数 12,000 (部/年)
522	ホームページによる情報提供	・ホームページから社会福祉議会の活動状況を情報提供します。	継続	(随時更新)
523	福祉なんでも相談事業	・なんでも福祉相談員を兼任配置し、分野を問わず生活や福祉に関する相談に応じます。 ・町内で相談会を実施します。	継続	相談会実施回数 3 (回/年)

## 第4章 第1期中之条町成年後見制度利用促進基本計画



### 4-1 計画の位置づけ

#### (1) 計画の目的

中之条町は、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月）を勧案し、地域共生社会の実現に向けて尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できることを目指して計画を策定します。

なお、「第3期中之条町地域福祉計画及び第3期中之条町地域福祉活動計画」と併せて策定し、同じ推進体制で進捗管理等を行います。

#### (2) 根拠法

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項

#### (3) 計画期間

令和7年度から令和11年度の5年間

### 4-2 基本方針と施策目標

#### (1) 基本方針

中之条町の社会構造をみると、人口減、少子高齢化に加えて単身世帯が増加しています。さらに認知症高齢者の増加も懸念されています。

このようなことを受け町は、中之条町社会福祉協議会に委託し「中之条町成年後見支援センター」を令和5年11月に設置しました。

中之条町では、個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を送ることや、自己の意思決定支援の重視と自発的意思を尊重し、判断能力が不十分な者への権利擁護を支援します。

## (2) 施策目標

中之条町における成年後見制度の利用の促進を図るため、次の施策目標を位置づけます。

### ① 中之条町成年後見支援センターの円滑な運営支援

地域連携ネットワークの中核機関として、権利擁護支援策の充実を図るために次の事業を円滑に運営します。

#### ア) 相談支援事業

電話及び窓口における制度利用等の相談に対応します。

また、申立支援や専門機関の支援につながります。

#### イ) 普及啓発事業

制度の利用促進が図られるよう、町民や関係機関に対し講演会や研修会を実施するなど広報活動を行います。

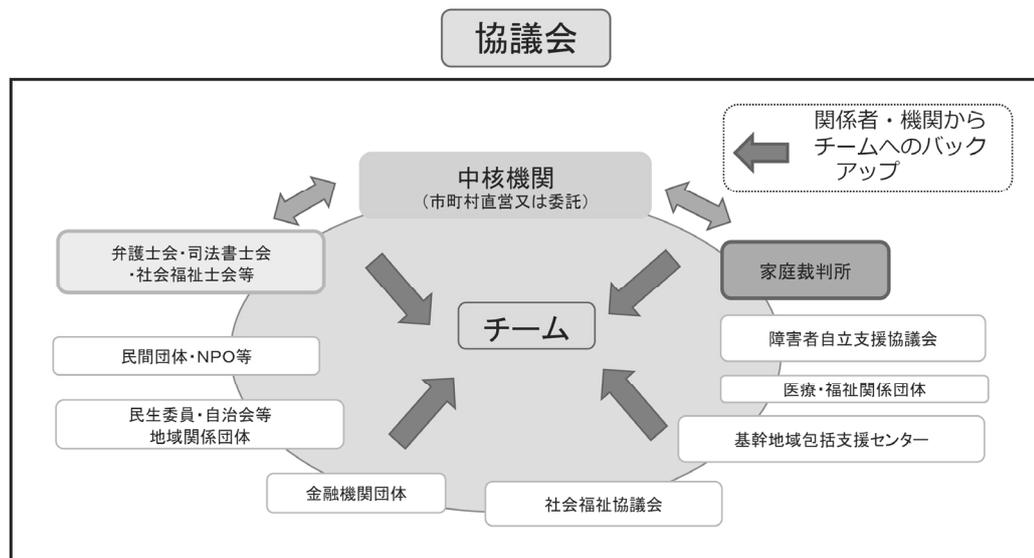
#### ウ) 利用促進業務

申立に必要な書類の書き方や内容確認等の支援を行います。

#### エ) 関係機関との連携事業

行政機関、地域の関係機関、専門職との連携及び情報交換等を密にし、連携する地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

### ■協議会のイメージ

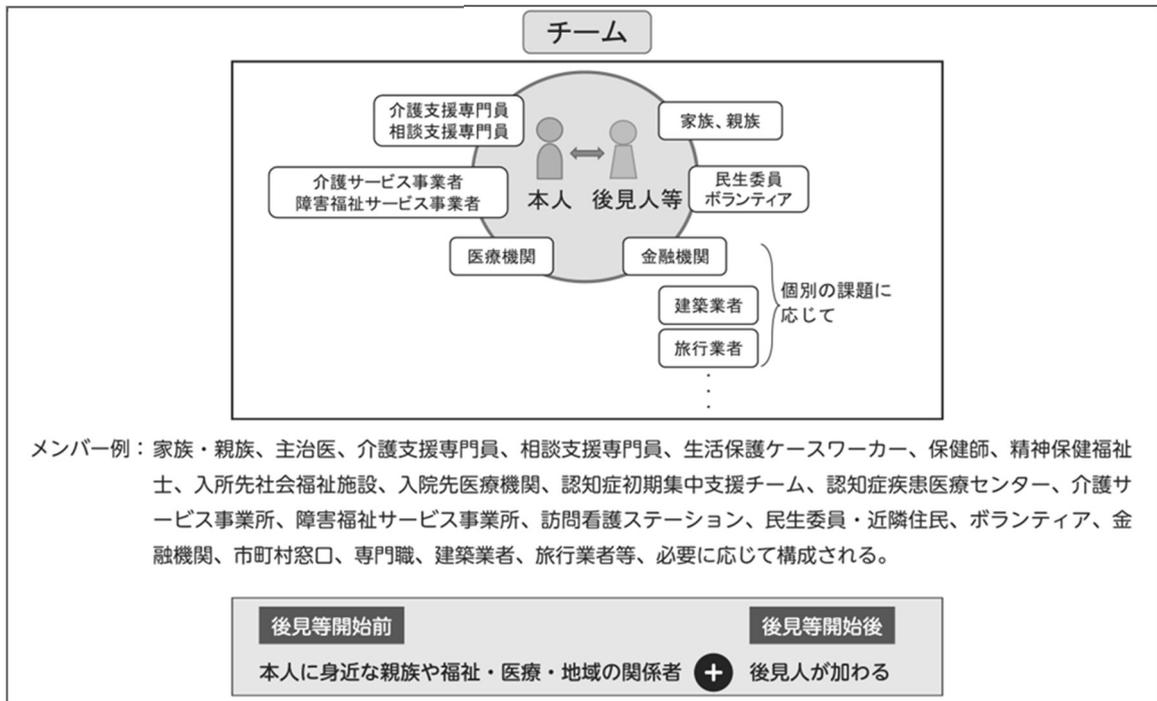


## オ) 後見人等支援業務

後見活動がスムーズに行われるよう、支援会議を実施します。

また、成年後見人等からの相談に対し助言を行います。

## ■地域連携ネットワークのイメージ



出典：「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」（平成31年3月、成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会）

## ② 適切な制度の運用

利用者個人の尊厳を保ち、基本的な生活の要望にできるだけ応えるなど、利用者がメリットを実感できるような生活を送ることができるよう、利用者本人の意思決定に対する支援を前提に、財産管理や身上保護等、成年後見制度の運用を進めます。

## ③ 町長申し立ての適切な実施

本人や親族が、成年後見制度の申し立てを行うことが難しい場合、後見等開始の審判を町長が家庭裁判所に申し立てる、町長申立の適切な活用を図ります。

④ 町民後見人の育成

権利擁護支援の担い手としての町民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援のあり方を検討します。

⑤ 様々な支援のあり方の検討

日常生活自立支援事業の対象とはならない者で、判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援のあり方を検討します。

## 第5章 第1期中之条町再犯防止推進計画

### 5-1 計画の位置づけ

#### (1) 計画の目的

国の「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）及び「第2次群馬県再犯防止推進計画」（令和6年3月、群馬県）に基づき、町民が安全で安心して暮らせる社会創りを目指します。

なお、「第3期中之条町地域福祉計画及び第3期中之条町地域福祉活動計画」と併せて策定し、同じ推進体制で進捗管理等を行います。

#### (2) 根拠法

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項

#### (3) 計画期間

令和7年度から令和11年度の5年間



## 5-2 施策の方向

中之条町における再犯防止等に関する施策の推進を図るため、次の施策の方向を位置づけ、相談・紹介・助言等を行います。

### (1) 再犯防止等に関する周知啓発

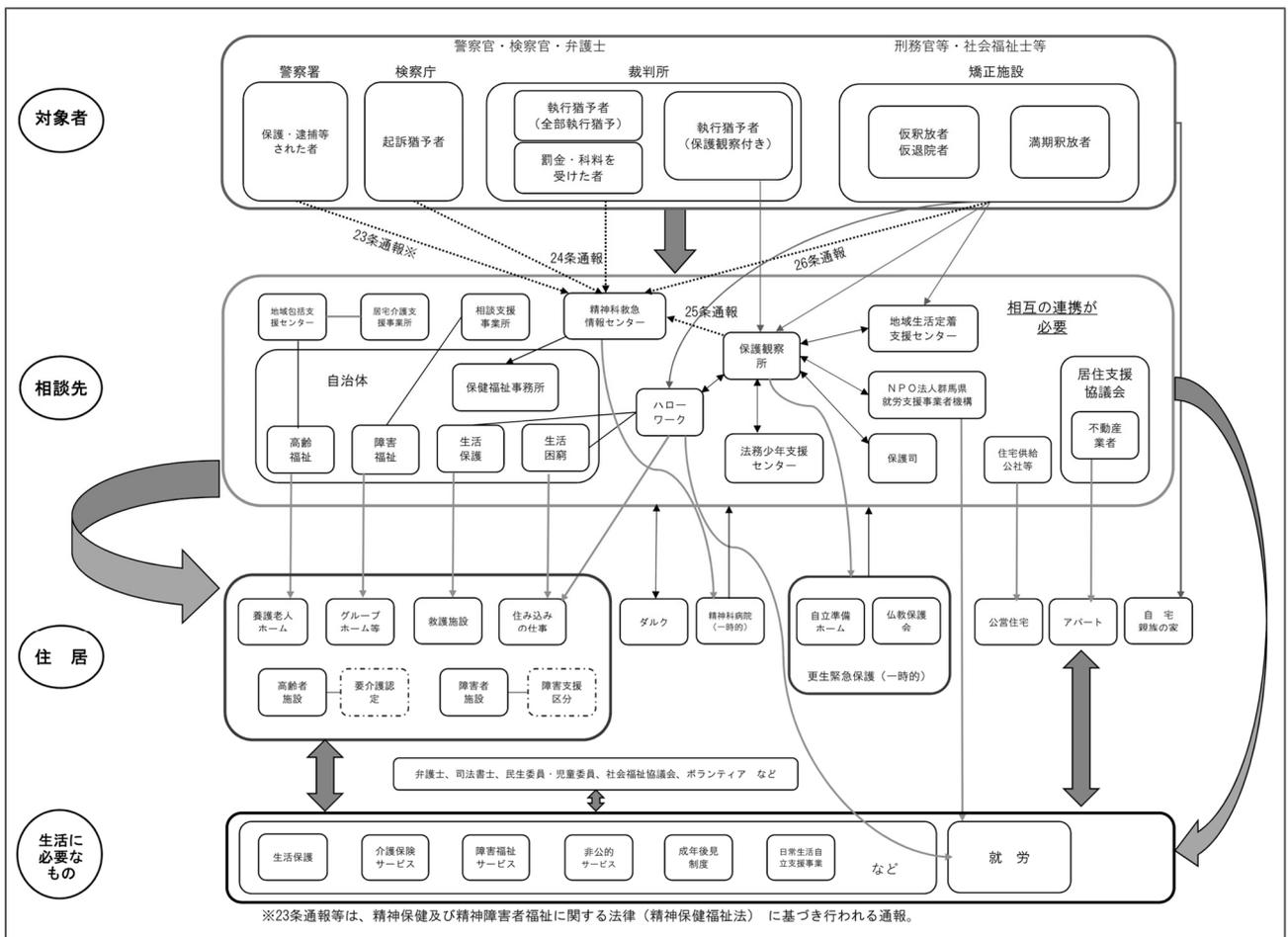
「社会を明るくする運動」を継続に実施して、再犯防止に関する町民の意識を高めます。

### (2) 民間協力者の更生保護活動への支援

保護司等民間協力者の確保や支援を行い、情報共有や連携を図ります。

### (3) 民間協力者や関係機関等との連携強化

刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、民間団体、中之条町社会福祉協議会及びその他関係機関等の連携を強化します。



出典：「第2次群馬県再犯防止推進計画」（令和6年3月、群馬県）より「再犯防止支援の流れ」抜粋。

#### (4) 就労・住居の確保

寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の確保及び支援について関係機関と連携します。

また、地域社会における定住先の確保に向けて、住居提供者に対する不安軽減に向けた取り組みや、要配慮者への生活支援を行う居住支援法人と連携します。

#### (5) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者、障がい者又は薬物依存の問題を抱える者に対して、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう、保健医療・福祉サービスの利用促進について関係機関と連携します。

#### (6) 学校等と連携した修学支援

児童生徒の非行の未然防止、性犯罪防止、薬物乱用未然防止のための教育を行うとともに、学校や地域社会における修学を支援します。

#### (7) 犯罪をしたもの等の特性に応じた効果的な指導の支援

性犯罪、ストーカー・DV加害者、少年、女性等の特性に応じた指導を支援します。

#### (8) 地域による包摂の推進

犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めます。

#### (9) 犯罪被害者支援施策との協調

「第4次群馬県犯罪被害者等基本計画」（令和4年3月、群馬県）に基づき、犯罪被害者への支援等、県が行う様々な施策を支援します。

また、県が実施する会議・研修会への参加や、犯罪被害者等支援に関する各種情報の交換等、県と緊密な連携を図ります。



---

資料編

---





## 資料Ⅰ 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### 中之条町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく中之条町地域福祉計画及び社会福祉協議の地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、中之条町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長及び社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 町民組織代表者
- (2) 社会福祉関係団体代表者
- (3) その他町長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から計画策定完了までとし、必要に応じて再任できるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課及び社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

## 資料2 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

設置要綱第3条第2項に示す種別	所 属 等	氏 名	役職
町民組織代表者	中之条町区長会役員連絡協議会長	篠原 智彦	副委員長
	中之条町民生委員児童委員協議会長	篠原 道太郎	委員長
	中之条町老人クラブ連合会長	劔持 敏雄	
	中之条婦人会長	山田 明美	
	中之条町子ども会育成会連絡協議会長	田村 恵美	
社会福祉関係団体代表者	社会福祉法人 萌希の丘理事長	大野 富美代	
	特定非営利活動法人 しらかば会会長	塚田 かつ子	
	中之条町手をつなぐ育成会長	田村 妙子	
	中之条町ボランティア連絡協議会長	樋田 せつ子	
	吾妻保護区保護司会 中之条支部長	森 博昭	
	中之条町赤十字奉仕団委員長	小板橋 政子	
	社会福祉法人春風会 特別養護老人ホームやまゆり荘施設長	下前 剛次	
適当と認められる者	医療法人社団寿山会 田島病院 院長	田島 郁文	
	あがつま相談支援センター 相談支援専門員	生巢 晋	
	あがつま法律事務所 弁護士	小林 有斗	

## 資料3 中之条町の福祉に関するアンケート

### 3-1 アンケート実施概要

- 目的：地域福祉計画及び地域福祉活動計画を連携して策定するため、町民の福祉に関するニーズ等を把握することを目的とする。
- 配布日：令和6年9月
- 回収日：令和6年10月15日（火）※10月末日まで回収。
- 対象者：中之条町在住。20歳以上（無作為抽出）。
- 実施方法：アンケート調査票を郵送し、対象者が回答して返送する。
- 配布数：1,000（票）
- 回収数：493（票）
- 回収率：49.3（％）

### 3-2 アンケート結果のポイント

#### （1） 結果の選定について

アンケート結果は、単純集計、クロス集計（年齢別、地区別）の他に経年的な変化を集計及び分析しています。

なお、前回（第2期。令和2年度）はアンケートを実施していないので、10年前にアンケートを実施した前々回（第1期。平成25年度）と今回（第3期。令和6年度）を比較しています。

この計画書では、これらの分析結果から、経年変化が大きい結果や、社会動向等を踏まえ、注目すべき結果を選定しています。

詳細は中之条町（住民福祉課）までお問い合わせください。

## (2) アンケート結果 (抜粋)



## あなたについて教えてください。

**問5** あなたが今後、暮らしたいところはどこですか？ (1つに○印)

- ・全体的にみると、「現住所」が65%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみると、20~39歳は「群馬県内」が最も高い割合になっている。

**問6** あなたを含め、同居されている家族構成について教えてください。(1つに○印)

- ・経年的にみると、「ひとり暮らし」が7%増加し、「親と子と孫(3世代)」が5%減少している。
- ・年齢別にみると、20~59歳は「親と子(2世代)」が、60歳以上は「夫婦のみ」が最も高い割合になっている。

**問7** あなたやあなたのご家族は、日々の生活の中でどのような悩みや不安を感じることがありますか？ (あてはまるものすべてに○印をつけてください)

- ・全体的にみると、「自分や家族の健康」が25%、「自分や家族の老後」が24%で高い割合になっている。(経年的な変化無し)

**問8** あなたは、困ったり不安を感じたときなど、誰に相談しますか？ (あてはまるものすべてに○印をつけてください)

- ・全体的にみると、「同居の家族」が30%、「同居していない家族」が21%で高い割合になっている。
- ・経年的にみると、「親戚」が4%減少している。

**問8-1** 問8で回答した方にお聞きします。最も相談する人(組織)は誰(どこ)ですか？

- ・全体的にみると、「同居の家族」が55%で最も割合が高く、次いで「同居していない家族」になっており、この2つで74%。問8(複数回答)に比べて顕著な傾向になっている。

**問9** あなたは、孤独や孤立を感じる時がありますか？ (1つに○印)

- ・全体的にみると、「感じない」が60%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみると、20~39歳は「時々感じる」が最も高い割合になっている。

## 地域活動について教えてください。

### 問10 あなたは、ご近所の人と、どの程度のおつきあいがありますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「顔を合わせたとき、あいさつをする」が47%で最も高い割合になっている。
- ・経年的にみると、「顔を合わせたとき、あいさつをする」が19%増加、「簡単な頼みごとや、物の貸し借りをする」が10%減少し、コミュニケーションが低下しているように見える。
- ・年齢別にみると、60～79歳は「立ち話や情報の交換をする」が最も高い割合になっている。年齢が若くなるほどコミュニケーションが低下している。

### 問11 あなたは、地域の活動にどの程度参加していますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「ある程度参加している」が44%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみても、20～29歳は「あまり参加していない」が、30～39歳は「全く参加していない」が最も高い割合になっており、若い年齢ほど参加率が低くなっている。

#### 問11-1 問11で、「4. 全く参加していない」と答えた方に伺います。

#### 地域の活動に参加していない主な理由は何ですか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「忙しくて時間がないから」が26%で最も高い割合になっている。
- ・経年的にみると、「付き合いがわずらわしいから」が8%、「忙しくて時間がないから」が6%増加し、「その他」が7%減少している。

### 問12 あなたは地域でどのような活動をされていますか？

#### （あてはまるものすべてに○印をつけてください）

- ・全体的にみると、「行政区の活動」が34%で最も高い割合になっている。〔無記入が23%〕
- ・経年的にみると、「行政区の活動」が6%増加し、「子供会・育成会活動」が4%減少している。

#### 問12-1 問12で回答した方にお聞きします。最も活動しているのはどれですか？

- ・全体的にみると、「行政区の活動」が54%で最も高い割合になっており、問12（複数回答）と同じ傾向になっている。〔その他が8%〕
- ・年齢別にみても、「行政区の活動」が高い割合だが、20～29歳は「伝統・芸能活動」が、80歳以上は「老人クラブ活動」が最も高い割合になっており、問12（複数回答）と同じ傾向になっている。



## 制度の認識度について教えてください。

### 問13 成年後見制度を知っていますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「聞いたことがある」が38%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみても、「聞いたことがある」が高い割合になっているが、30～49歳及び70～79歳は「知っている」が、80歳以上は「知らない」が高い割合になっている。

### 問14 今後、成年後見制度を利用したいと思いますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「わからない」が71%で最も高い割合になっている。[「利用したい」は6%。]

### 問15 再犯防止推進計画を知っていますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「知らない」が53%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみても、「知らない」が最も高い割合になっているが、70～79歳は「聞いたことがある」が最も高い割合になっている。

### 問16 再犯防止に必要な人（組織）は誰（どこ）ですか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「行政（役場含む）」が32%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみても、「行政（役場含む）」が高い割合になっているが、20～29歳及び60～69歳は「家族や親せき等の支援」が高い割合になっている

### 問17 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいですか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「協力したくない」が55%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみても、「協力したくない」が高い割合になっているが、20～39歳及び60～69歳は「協力したい」が他の年齢に比べて高い割合になっている。

### 問18 生活困窮者自立支援制度を知っていますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「聞いたことがある」が51%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみても、「聞いたことがある」が高い割合になっているが、20～29歳は「知らない」が最も高い割合になっている。

### 問19 生活に困窮したときに取り組んで欲しい支援は何ですか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「生活費支援」が47%で最も高い割合になっている。
- ・年齢別にみても、「生活費支援」が最も高い割合になっているが、40～59歳は「就労支援」が高い割合になっている。



## 防災について教えてください。

### 問20 あなたは、災害時の避難場所を知っていますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「知っている」が79%で高い割合になっている。
- ・経年的にみると、「知っている」が17%増加して、約80%になっている。
- ・年齢別にみても、「知っている」が高い割合になっているが、20～39歳及び80歳以上は他に比べて少し認識が低くなっている。

### 問21 あなたは、近所で災害時に避難できない人を知っていますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「知らない」が67%で高い割合になっている。
- ・経年的にみると、「知らない」が10%増加している。
- ・年齢別にみても、「知らない」が高い割合になっているが、年齢が高くなるにつれて「知っている」の割合が高くなっている。

### 問22 災害時の支援・安否確認のために、個人の情報を地域で共有する必要性が高まっていますが、あなたはどのように考えますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「災害時のために必要である」が40%で最も高い割合になっている。
- ・経年的にみると、「災害時のために必要である」が6%増加している。
- ・年齢別にみても、「災害時のために必要である」が高い割合になっているが、年齢が高くなるにつれて「災害時に関わらず必要である」の割合が高くなっている。特に70歳以上では、「災害時に関わらず必要である」の割合が最も高くなっている。



## 福祉に係わる人及び事業の認識度について教えてください。

### 問23 民生委員・児童委員を知っていますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「知っている」が85%で高い割合で認知度は高いといえる。
- ・年齢別にみても、「知っている」が高い割合になっているが、20～29歳は他に比べて割合が低くなっている。

### 問24 民生委員・児童委員に相談をしたことがありますか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「相談したことはない」が91%で最も高い割合になっている。

### 問25 社会福祉協議会の事業を知っていますか？（あてはまるものすべてに○印をつけてください）

- ・全体的にみると、「シルバー人材センター」が最も高く、次いで「食事サービス」、「訪問介護サービス」になっている。
- ・地区別にみると、六合地区は「やまどり」が最も高い割合になっている。



## ボランティア活動について教えてください。

**問26** ご近所に、日常生活を送る上で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか？（あてはまるものすべてに○印をつけてください）

- ・全体的にみると、「日常の見守り・声かけ」が最も高く、次いで「話し相手」、「災害時の避難支援」になっている。
- ・地区別に2番目に着目すると、六合地区は「災害時の避難支援」がやや高い。

**問26-1** 問26で回答した方にお聞きします。最も手助けできることは何ですか？  
（番号1つ右に記入）

- ・主な傾向は問26（複数回答）と同じ。
- ・年齢別にみると、20～29歳は「ゴミ出し」が最も高く、問26（複数回答）と異なる。
- ・地区別に2番目に着目すると、伊参地区は「買い物」高い割合になっており、問26（複数回答）と異なる。

**問27** 現在、どのようなボランティア活動に参加していますか？  
（あてはまるものすべてに○印をつけてください）

- ・全体的にみると、「参加していない」が61%で最も割合が高くなっている。
- ・参加している活動に着目すると、「高齢者に関する活動」、「文化・スポーツに関する活動」及び「地域交流・まちづくり」になっている。
- ・年齢別にみても、「参加していない」が最も割合が高いが、20～39歳が特に高い。
- ・「高齢者に関する活動」に着目すると、70歳以上で約10%になっている。

**問27-1** 問27で、「13. 参加していない」と答えた方に伺います。ボランティア活動に参加していない主な理由は何ですか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「理由はない」が26%で最も割合が高く、次いで「仕事が忙しい」、「参加方法がわからない」になっている。
- ・経年的にみると、ほぼ同様な傾向である。
- ・年齢別にみると、20～29歳は「関心がない」、30～69歳は「仕事が忙しい」、70歳以上は「理由はない」が最も割合が高くなっており、年齢に応じて参加しない理由が異なっている。
- ・地区別にみると、中之条地区と伊参地区は「理由はない」、沢田地区と名久田地区は「仕事が忙しい」、六合地区は「参加方法がわからない」が最も割合が高くなっており、地区によって参加しない理由が異なっている。

**問28** あなたが現在参加しているボランティア活動も含め、これから参加するとすれば、どのような活動がしたいですか？（あてはまるものすべてに○印をつけてください）

- ・全体的にみると、「高齢者に関する活動」、「参加したくない」が13%で最も割合が高くなっている。

- ・経年的にみると、「参加したくない」が5%増加している。
- ・年齢別にみると、20～29歳は「文化・スポーツに関する活動」、30～39歳及び60～69歳は「自然・環境保護に関する活動」等、年齢によって異なっている。
- ・地区別にみると、中之条地区と六合地区は「高齢者に関する活動」が、沢田地区は「参加したくない」が、伊参地区は「地域交流・まちづくりに関する活動」が、名久田地区は「自然・環境保護に関する活動」等、地区によって異なっている。

**問28-1** 問28で回答した方にお聞きします。最も活動したいことは何ですか？

- ・全体的にみると、「高齢者に関する活動」が最も割合が高く、次いで「自然・環境保護に関する活動」が高くなっている。
- ・年齢別にみると、20～49歳は「子育てに関する活動」、「自然環境保護に関する活動」及び「文化・スポーツに関する活動」が、50～59歳は「自然・環境保護に関する活動」が、60歳以上は「高齢者に関する活動」等、年齢によって異なっている。
- ・地区別にみると、中之条地区と沢田地区は「高齢者に関する活動」が、伊参地区は「文化・スポーツに関する活動」が、名久田地区は「自然・環境保護に関する活動」が、六合地区は「文化・スポーツに関する活動」と「防災・防犯・交通安全に関する活動」と、地区によって異なっている。

**問29** ボランティア活動に参加するうえで、行政又は社会福祉協議会に支援してほしいことを教えてください。（あてはまるものすべてに○印をつけてください）

- ・全体的にみると、「活動に関する情報提供」が最も割合が高く、次いで「参加の呼びかけ」が高くなっている。
- ・経年的にみると、前回と同じ傾向である。
- ・年齢別にみると、20～69歳は「活動に関する情報提供」が、70歳以上は「無記入」が最も高い割合になっている。

**問29-1** 問29で回答した方にお聞きします。最も支援してほしいことは何ですか？

- ・全体的にみると、「活動に関する情報提供」が30%で最も割合が高く、次いで「活動できる拠点や場所の整備」が高くなっている。
- ・年齢別にみると、80歳以上は「活動に関する研修や講習会の開催」が最も高い割合になっている。
- ・地区別にみると、六合地区は「人材・リーダーの育成」が最も高い割合になっている。

**問30** あなたは、どのような支援・手助けを最も受けたいですか？（1つに○印）

- ・全体的にみると、「無記入」が24%で最も割合が高く、次いで「雪かき」、「除草」、「災害時の声かけ・見守り」が高くなっている。
- ・年齢別にみると、年齢に応じた個別の手伝いが求められていることがわかる。
- ・地区別にみると、六合地区は「災害時の声かけ・見守り」が最も高い割合になっており、他の地区と異なっている。

## 資料4 中之条町のデータ

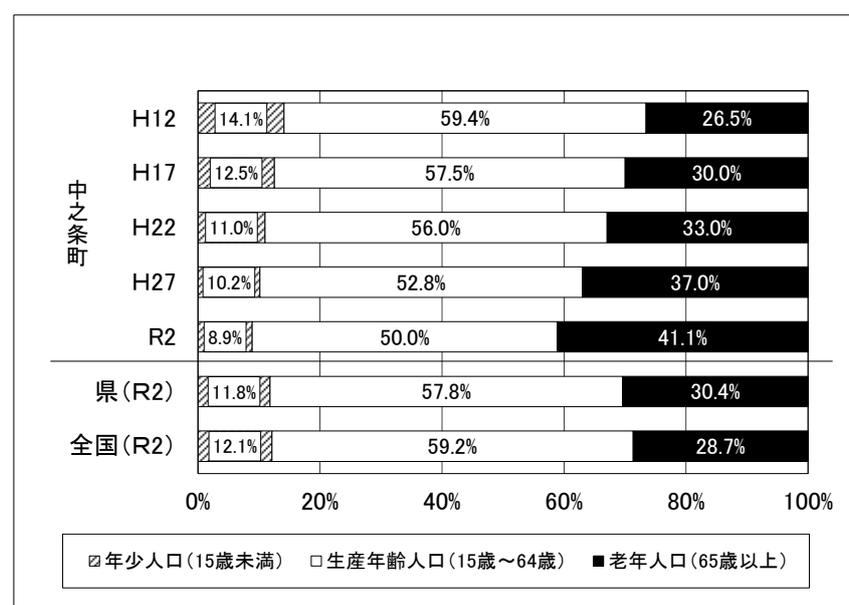
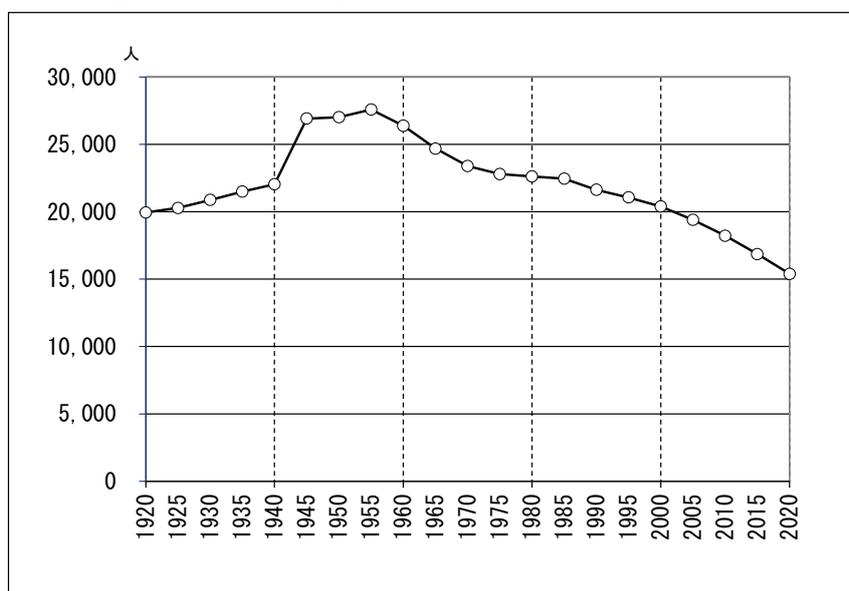
### (1) 町の人口

#### ① 人口の推移

町の人口は、戦後（1955年）にピークに達してから減少傾向です。最新の国勢調査（令和2年（2020年））によると15,386人です。

また、年齢階層別人口をみると、少子高齢化がより一層進んでいることが分かります。

■人口推移と年齢階層別人口割合

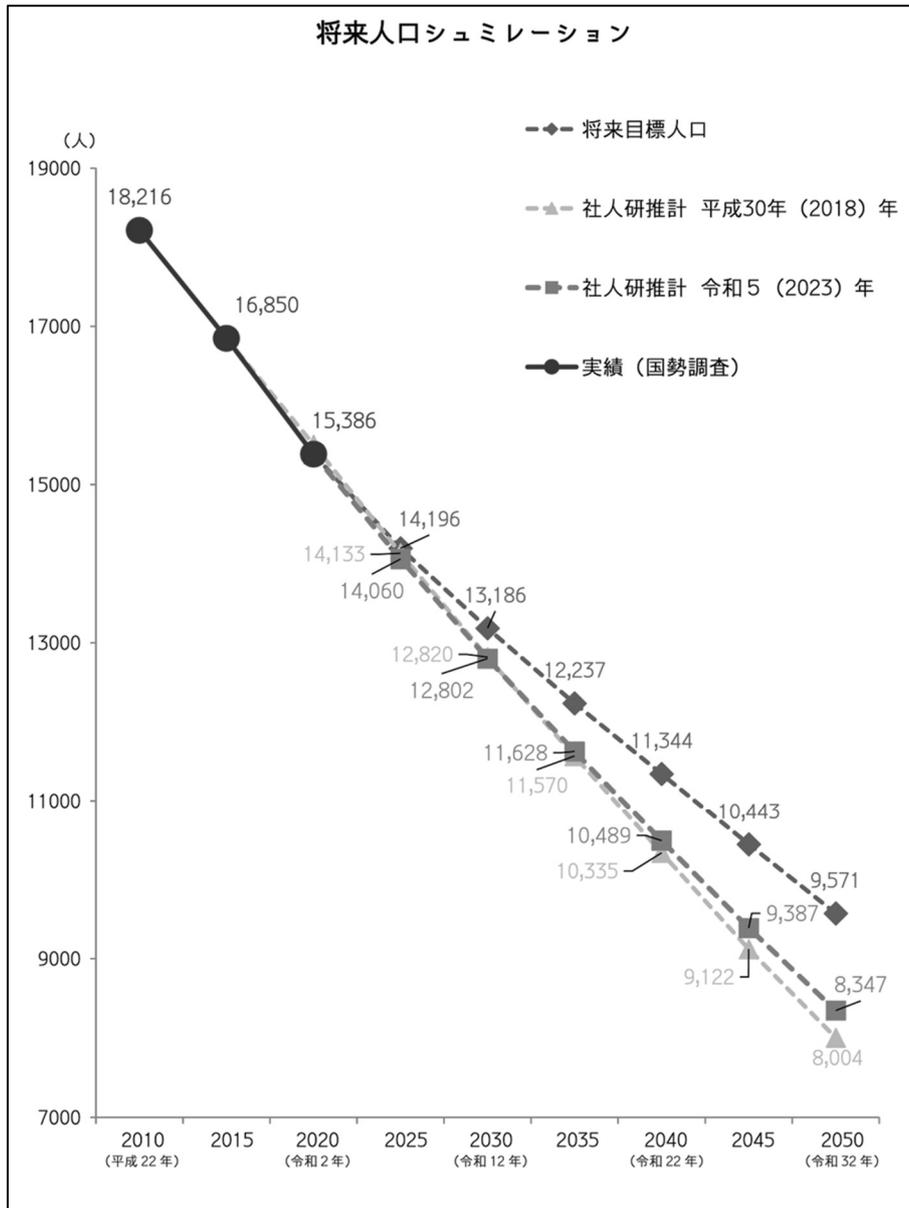


資料：「国勢調査」（総務省）

② 将来推計人口

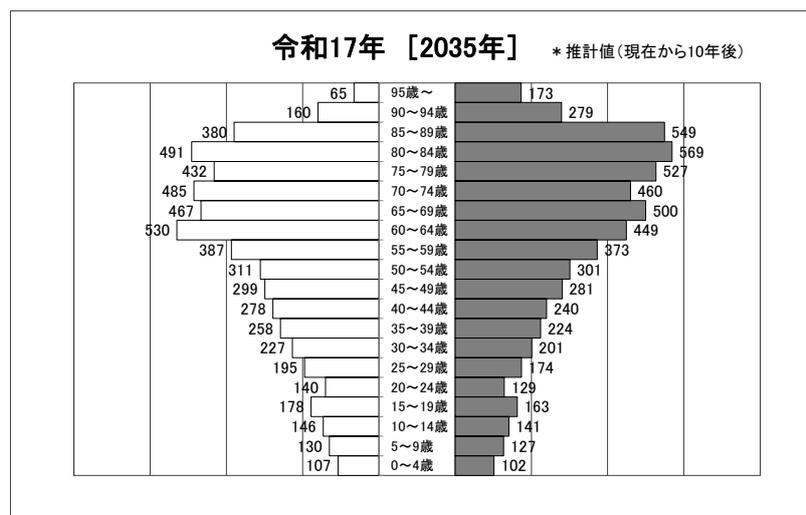
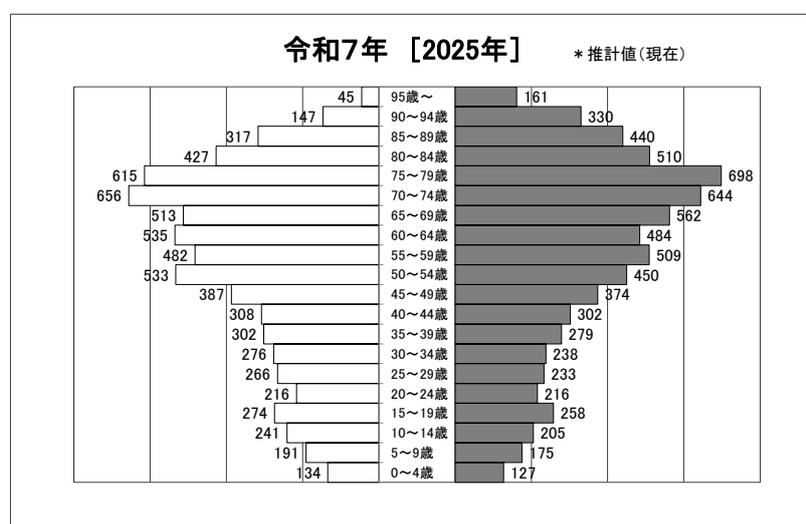
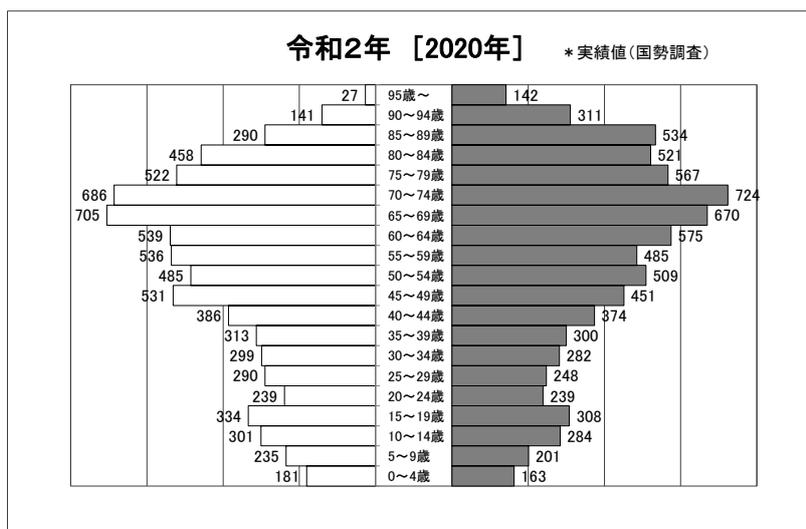
「中之条町人口ビジョン」（令和6年10月（2025年））の将来目標人口は、2050年に「9,600人」程度の人口規模を維持と設定されています。

■ 中之条町人口ビジョンの目標人口と他の推計結果



資料：「中之条町人口ビジョン」（令和6年10月、中之条町）

## 【参 考 ～国が推計する中之条町の人口ピラミッド～】



資料：令和2年：「国勢調査」（総務省）

令和7年以降：「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、令和5（2023）年推計）

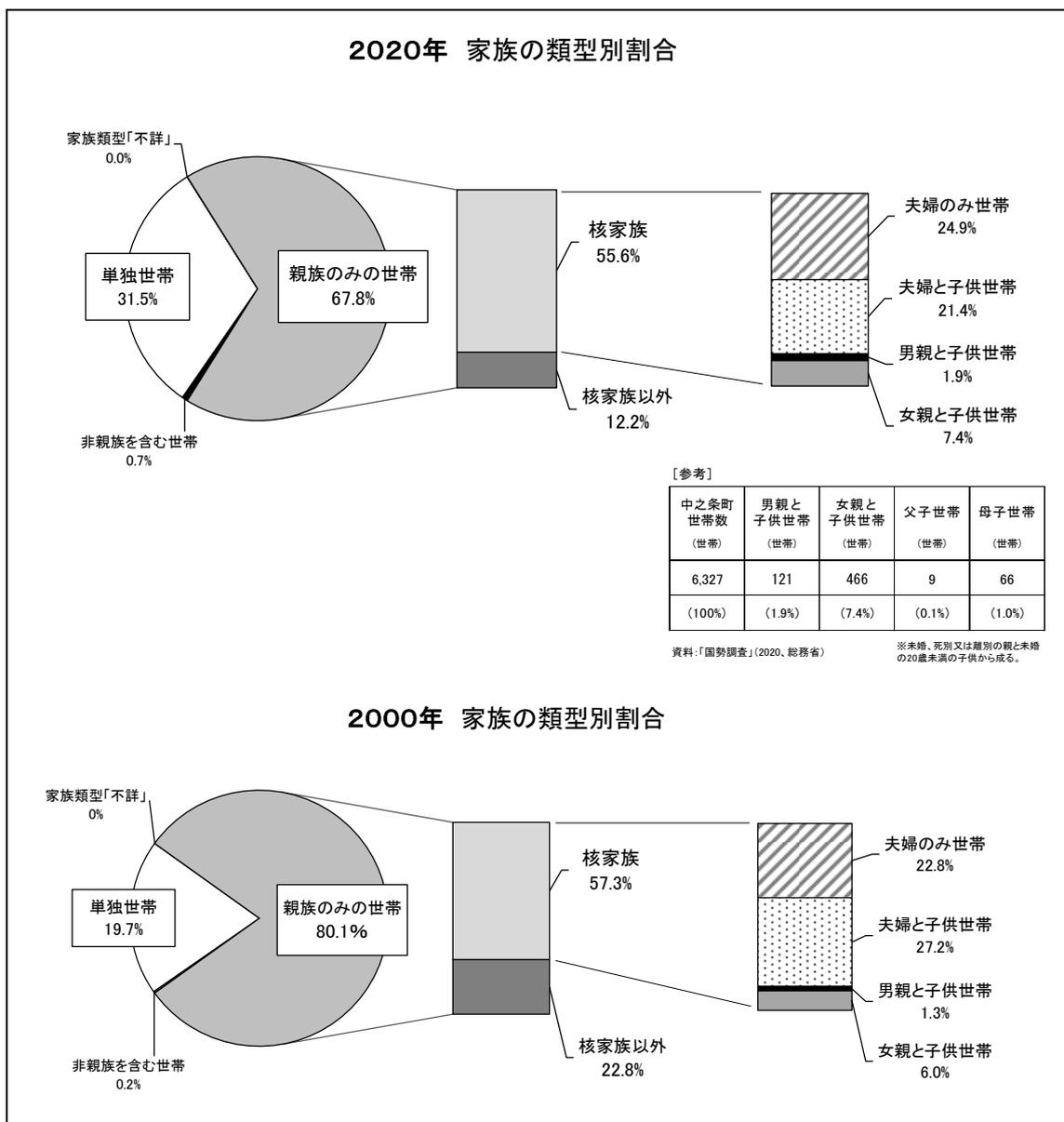
### ③ 世帯の状況

家族の類型について2020年と2000年を比較しました。

まず、単独世帯（主にひとり暮らし）が約12%増加し、親族のみの世帯が約12%減少していることがわかります。親族のみの世帯について、核家族の状況をみると57.3%から55.6%に減少しています。

さらに核家族の内訳をみると、夫婦と子供世帯は27.2%から21.4%に減少し、男親又は女親と子供世帯は7.3%から9.3%に微増しています。

つまり、中之条町は概してひとり暮らしが約3割、夫婦のみ世帯が2.5割、ファミリー世帯が2割、ひとり親世帯が約1割になっており、こどもがいる世帯の割合が低くなっていることを認識する必要があります。



資料：「国勢調査」(総務省)

## ④ 高齢者のひとり暮らしの状況

国勢調査によると、高齢独居世帯数は2020年に1,095世帯になっています。町の民生委員による実態調査では2019年に758人になっています。

国勢調査を経年的にみると、高齢独居世帯数が20年間で約8%増加しており、日常生活を送る上で、急病、災害、事件及び事故に対する対応や不安の解消が必要と考えられます。

よって、自分で日頃から各種イベントやサービスに外出する等のつながりをもつことや、介護サービス、声かけ等の支援が必要と考えられます。

		2000	2005	2010	2015	2020
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	(世帯)	6,731	6,765	6,586	6,508	6,327
高齢者を含む世帯数	(世帯)	3,430	3,634	3,679	3,820	3,835
高齢独居世帯数	(世帯)	583	735	831	1,001	1,095
(一般世帯に対する割合)	(%)	(9%)	(11%)	(13%)	(15%)	(17%)
高齢夫婦世帯数	(世帯)	731	856	870	934	1,002
(一般世帯に対する割合)	(%)	(11%)	(13%)	(13%)	(14%)	(16%)

調査：「国勢調査」（総務省）

資料：『地域包括ケア「見える化」システム』（厚生労働省、令和6年11月取得）より作成。

年次	性別	年 齢						不明	計
		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上		
2019年	男	—	76	51	59	37	29	0	252
	女	—	69	100	135	135	67	0	506
	計	—	145	151	194	172	96	0	758
2009年	男	28	44	48	33	23	7	0	183
	女	47	91	127	133	94	36	0	528
	計	75	135	175	166	117	43	0	711

資料：「民生委員による実態調査」（中之条町、各年6月1日）

(2) 介護保険の状況

① 要介護認定者の状況

認定者数は約1,000～1,100人で推移しています。認定率は、約18%で横ばいです。これは、群馬県より高く、全国より低い状況です。

		平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末
第1号被保険者数		5,990	6,035	6,074	6,105	6,097	6,114	6,150	6,127	6,034
認定者数	(人)	1,063	1,036	1,086	1,082	1,098	1,108	1,102	1,108	1,089
	認定者数(要支援1)	(人) 115	120	116	102	126	113	131	139	137
	認定者数(要支援2)	(人) 151	138	134	141	133	146	139	129	118
	認定者数(経過的要介護)	(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定者数(要介護1)	(人) 234	243	271	254	259	272	254	244	230
	認定者数(要介護2)	(人) 191	184	182	181	170	171	176	197	200
	認定者数(要介護3)	(人) 147	145	157	177	165	155	161	157	156
	認定者数(要介護4)	(人) 121	111	130	125	148	152	152	158	157
	認定者数(要介護5)	(人) 104	95	96	102	97	99	89	84	91
認定率	中之条町 (%)	17.7	17.2	17.9	17.7	18.0	18.1	17.9	18.1	18.0
	群馬県 (%)	17.2	17.0	17.0	17.0	17.2	17.3	17.4	17.4	17.5
	全国 (%)	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0

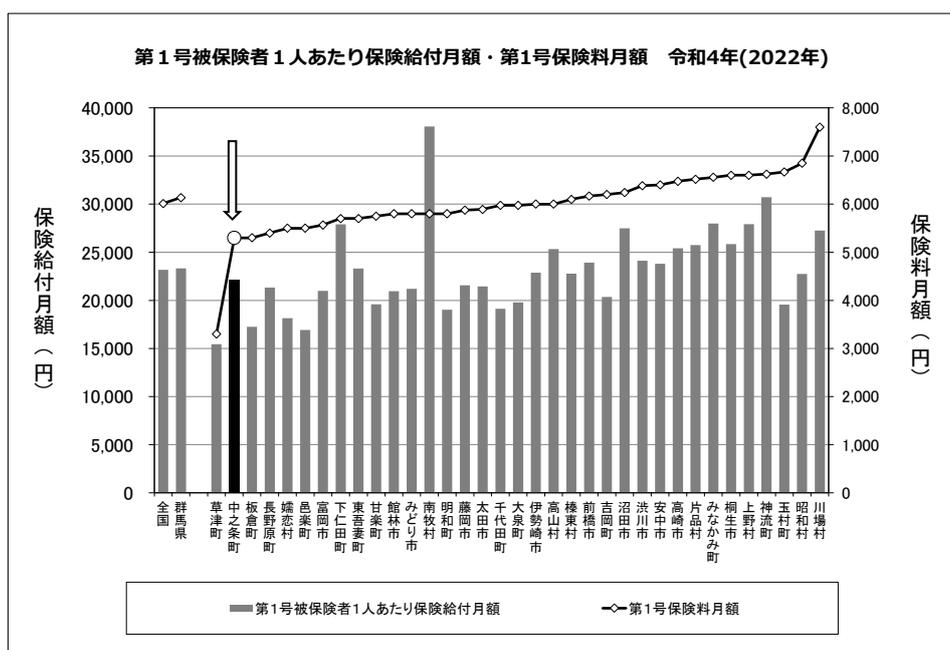
出典：『地域包括ケア「見える化」システム』（厚生労働省、令和6年11月取得）より作成。

平成26年度から令和2年度：「介護保険事業状況報告（年報）」（厚生労働省）

令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

② 第1号被保険者1人あたり保険料給付月額・第1号保険料月額

中之条町の保険料額は、国や県に比べて低く抑えられています。



出典：『地域包括ケア「見える化」システム』（厚生労働省、令和6年12月取得）より作成。

## (3) 国民健康保険医療費の状況

医療費は、令和4年度に約13.3億円で令和元年度に比べて12.7%減少しています。内訳をみると、入院が約23%減少しています。

また、1人当たり月額医療費をみると、約3.2万円と横ばいで、国や群馬県の費用を上回っています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (令和元年度比)	
医療費 (円)	総額	¥1,528,184,790	¥1,428,897,060	¥1,388,869,420	¥1,333,972,680	(-12.7%)
	入院	¥766,059,220	¥660,641,470	¥600,988,840	¥588,235,540	(-23.2%)
	外来	¥762,125,570	¥768,255,590	¥787,880,580	¥745,737,140	(-2.2%)
1人当たり 月額医療費 (円)	中之条町	<b>¥32,430</b>	<b>¥31,080</b>	<b>¥31,330</b>	<b>¥31,780</b>	(-2.0%)
	国	¥27,470	¥26,960	¥28,470	¥29,050	(5.8%)
	群馬県	¥25,940	¥25,500	¥27,210	¥27,940	(7.7%)
	同規模	¥29,310	¥28,740	¥30,230	¥30,960	(5.6%)

出典：「中之条町国民健康保険第3期保健事業計画データヘルス計画」（中之条町、令和6年3月）

KDB帳票 S21\_001-地域の全体像の把握

(4) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成29年度の797人をピークに減少して令和4年度に755人です。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数		769	777	797	794	786	763	759	755
(うち障がい児)		(11)	(10)	(10)	(11)	(12)	(9)	(10)	(7)
町人口に占める割合(%)		4.5	4.6	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1
(うち障がい児)		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)
障がい種別人数	視覚障害	41	44	41	39	37	40	42	39
	(うち障がい児)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	聴覚・平衡機能障害	154	160	167	175	174	166	166	175
	(うち障がい児)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)	(2)
	音声・言語・そしゃく機能障害	10	10	10	12	12	12	10	8
(うち障がい児)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
肢体不自由	305	298	299	282	275	268	263	259	
(うち障がい児)	(7)	(8)	(8)	(8)	(7)	(6)	(5)	(2)	
内部障害	259	265	280	286	288	277	278	274	
(うち障がい児)	(4)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	

年度末現在

資料：「第4期 中之条町障がい者計画 第7期 中之条町障がい福祉計画 第3期 中之条町障がい児福祉計画」(中之条町、令和6年3月)

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、経年的に増加して令和4年度に約200人です。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数		154	161	166	173	179	183	189	195
重度 A1 A2 A3(A重・A中)		42	45	45	46	48	46	48	48
	(うち障がい児)	(6)	(9)	(8)	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)
	中度 B1 (B中)	64	64	65	67	67	68	69	71
(うち障がい児)	(4)	(4)	(3)	(4)	(4)	(7)	(5)	(7)	
軽度 B2 (B軽)	48	52	56	60	64	69	72	76	
(うち障がい児)	(8)	(11)	(12)	(12)	(12)	(14)	(15)	(17)	

年度末現在

資料：「第4期 中之条町障がい者計画 第7期 中之条町障がい福祉計画 第3期 中之条町障がい児福祉計画」(中之条町、令和6年3月)

## ③ 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

精神障害者保健福祉手帳交付数は、経年的に増加して令和4年度に128人です。内訳をみると、2級及び3級で増加しています。

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中之条町全体の人数	56	67	69	83	94	101	113	128
1級	30	31	33	39	40	39	40	39
2級	20	28	26	29	31	34	37	45
3級	6	8	10	15	23	28	36	44

年度末現在

資料:「第4期 中之条町障がい者計画 第7期 中之条町障がい福祉計画 第3期 中之条町障がい児福祉計画」(中之条町、令和6年3月)

## ④ 小児慢性特定患者数の推移

小児慢性特定患者数は、横ばいになっています。

単位:人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児慢性特定患者数	11	11	11	12	12	12

年度末現在

資料:「第4期 中之条町障がい者計画 第7期 中之条町障がい福祉計画 第3期 中之条町障がい児福祉計画」(中之条町、令和6年3月)

(5) こどもの状況

① こどもの数の推移

こどもの数は、経年的に減少しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども数	0-5歳	565	541	515	485	479	440	445	429	407	394
	6-11歳	732	725	698	660	628	602	571	539	511	487
	計	1,297	1,266	1,213	1,145	1,107	1,042	1,016	968	918	881

資料：「住民基本台帳」（中之条町、4月1日現在）

② 出生数の動向

出生数は、経年的に減少しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出生数・人	86	81	62	89	58	72	76	60

資料：「群馬県人口代替調査結果」（群馬県）

③ 合計特殊出生率の動向

合計特殊出生率は増減を繰り返していますが、令和3年度は群馬県や全国より高い値でしたが、令和4年は群馬県や全国より低くなっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中之条町	1.30	1.29	1.07	1.55	1.07	1.32	1.46	1.24	—※
群馬県	1.49	1.48	1.47	1.47	1.40	1.39	1.35	1.32	1.25
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：群馬県及び国は、「健康福祉統計資料」－「群馬県の人口動態統計概況」（確定数）

※ 中之条町における令和5年度は、令和6年8月1日現在、確定数（市町村別）は公表されていない。

## (6) 婚姻と離婚の動向

婚姻率（人口千人当たりの婚姻数）をみると、令和3年度、令和4年度に低くなり2.20です。これは、群馬県の3.6、全国の4.1を下回っています。

一方、離婚率（人口千人当たりの離婚数）は、令和3年に0.66と低下しましたが、令和4年度に1.35になっています。これは、群馬県の1.49、全国の1.47を下回っています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻率	3.00	2.70	2.90	2.80	3.00	2.50	2.20	2.20
離婚率	1.30	1.21	1.29	1.63	1.28	1.04	0.66	1.35

資料：「健康福祉統計資料」－「群馬県の人口動態統計概況」（確定数）



中之条町役場 住民福祉課 福祉係

〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091

電話:0279-75-2111 FAX:0279-75-6562

fukushi@town.nakanojo.gunma.jp

社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会

〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091

電話:0279-75-8839 FAX:0279-75-5190

info@nakanojo-shakyo.jp